
令和4年 12月 宇美町議会定例会会議録 (第2日)

令和4年12月8日(木曜日)

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 議案第42号 町道路線の変更について
- 日程第2 議案第43号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について(令和4年度宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センタートイレ改修工事)
- 日程第3 議案第44号 指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第45号 宇美南町民センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第46号 宇美町印鑑条例及び宇美町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第47号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 議案第48号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第49号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第50号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第51号 令和4年度宇美町一般会計補正予算(第8号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第42号 町道路線の変更について
- 日程第2 議案第43号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について(令和4年度宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センタートイレ改修工事)
- 日程第3 議案第44号 指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第45号 宇美南町民センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第46号 宇美町印鑑条例及び宇美町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第47号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 議案第48号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第8 議案第49号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算(第4号)
日程第9 議案第50号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)
日程第10 議案第51号 令和4年度宇美町一般会計補正予算(第8号)

出席議員(12名)

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和
書記 中山 直子 書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長	安川 茂伸	副町長	原田 和幸
副町長	一木 孝敏	教育長	佐々木壮一朗
総務課長	工藤 正人	危機管理課長	安川 忠行
財政課長	中西 敏光	まちづくり課長	太田 一男
税務課長	松田 博幸	会計課長	瓦田 浩一
住民課長	八島 勝行	健康福祉課長	尾上 靖子
環境農林課長	久我 政克	管財課長	矢野 量久
都市整備課長	藤木 義和	上下水道課長	前田 友博
学校教育課長	川畑 廣典	社会教育課社会教育係長	土橋 慶太
子どもみらい課長	飯西 美咲		

10時00分開議

○議会事務局長(太田美和) 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第2号を表示しておりますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第42号

○議長（古賀ひろ子） 日程第1、議案第42号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 都市整備課でございます。おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。

議案第42号 町道路線の変更について。

次のように町道路線を変更するものとする。令和4年12月7日提出、宇美町長安川茂伸。

路線番号425、路線名、炭焼7号線、旧起点、貴船二丁目772番地の1、旧終点、貴船二丁目776番地の1、新起点、貴船二丁目772番1、新終点、貴船二丁目772番10、重要な経過地、貴船二丁目。

提案理由でございますが、道路法第10条第2項の規定により、町道路線を変更するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次ページの町道路線変更位置図を御覧ください。

対象となる路線は、図面中央の黒実線で示しております町道炭焼7号線で、1級町道長谷～大谷線との貴船保育園を結ぶ路線となります。端部の黒丸は起点、矢印は終点を示しております。今回変更する箇所は赤色矢印で示しており、終点の地番が変更となります。

変更理由といたしまして、町道炭焼7号線の終点と貴船保育園までの赤い矢印で示している区間が、現況は道路形態になっているにもかかわらず、道路区域に含まれていないことが判明したため、今回整理をするものでございます。

また、起点の表示を貴船二丁目772番地の1から貴船二丁目772番1へ変更いたします。起点域に変更はありませんが、地番の表示方法が今回の貴船二丁目772番地の1を例に例えますと、字図表記部分について、772番地の1や772番の1、772番1など一貫性がないため、法務局の登記表示に基づいて、今回、772番1へ統一を行ってまいります。

以上で、説明を終わりますが、御審議をいただき議決いただきますよう、お願いたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号 町道路線の変更についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第43号

○議長（古賀ひろ子） 日程第2、議案第43号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。土橋社会教育課社会教育係長。

○社会教育課社会教育係長（土橋慶太） 失礼いたします。社会教育課です。どうぞよろしく願います。

議案第43号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について。

令和4年9月21日付、議案第38号をもって議決された令和4年度宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センタートイレ改修工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改める。令和4年12月7日提出、宇美町長安川茂伸。

2、請負契約額中5,599万円を5,819万3,300円に改めるものでございます。

提案理由でございますが、令和4年度宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センタートイレ改修工事を施工中のところ、既設配管の老朽化による増工等に伴い、工事請負契約の内容を一部変更する必要性が生じたため、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入ります。資料の1ページを御覧ください。

別紙参考資料といたしまして、議案第43号の概要を添付しております。

1、変更の概要は記載のとおり、請負契約額を増額するものでございます。

主な変更の概要につきましては、下表のとおり工種の欄に記載しておりますが、(1)、(2)の内容となります。

増額変更の主な理由といたしましては、給排水衛生の変更となります。

その要因といたしましては、当初の設計では住民福祉センターの男女トイレについて、既設配管の更新範囲を便器周りとしておりましたが、土間コンクリートを撤去し埋設配管を確認したところ、老朽化による穴あき箇所が散見されたため、更新範囲以外のカメラによる調査を実施いた

しました。

その結果、配管内部に腐食及び穴あきによる漏水が確認されたことに伴い、土間コンクリート及び配管の撤去、復旧及び配管の更新範囲の変更によるものが主な要因となったものでございます。

そのほかトイレブースにつきましては、全てのブースを1,900ミリから2,000ミリに高さを変更いたしました。

2、工期、3、工事請負人につきましては、記載のとおり変更はございません。

次に、参考資料の2ページを御覧ください。

資料の2ページにつきましては、住民福祉センター男女トイレの図面となりますが、黒い斜線部分が当初設計箇所、赤枠は変更箇所でございます。

施設の利用者の皆様には大変御迷惑おかけいたしました。施工業者、関係者の皆様の御協力によりまして、一部中央公民館の多目的トイレの自動ドアにつきまして、年内の設置を予定しておりますが、工事につきましておおむね完了しているところであります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 築45年以上が経過している中央公民館と住民福祉センターの大規模改修がようやく実現しまして、また使いづらかったトイレのリニューアルも行われ、利用者の皆様、特に高齢者の方とか障がいを持たれた方、あるいは子どもを連れてきた方、こういった方々も大変喜ばれているんじゃないかなと思っています。

ただ、気になるのが築45年以上が経過しており、当然ながら排水管も痛みが激しいだろうということは、当初から予測がつかなかったのかということなんです。こうしたことは設計段階で当然予測できたことであり、排水管の中にカメラを通してみるとか、そういったことをやればすぐに分かることじゃなかったんでしょうか。

利用者が大変多い施設でもあり、1日でも早い施設の開放、これが望まれていましたけれども、結局は工期いっぱい使われてしまいました。

施設の改修工事等は今後も宇美小学校の体育館改修工事なども控えております。追加の調査や設計変更も、そして工事金額の追加変更も極力行わなくても済むように、今後、設計段階でのチェック確認を徹底していただきたいと思っておりますけれども、執行部の見解を求めたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 一木副町長。

○副町長（一木孝敏） 建物の長寿命化は、当然、計画は立てているところではございますけれど

も、建物に限らず……（発言する者あり）失礼しました。建築物またはライフラインの構造物が、道路とか橋梁もあるんですけども、長寿命化計画というのは当然立ててはいるんですけども、先ほどおっしゃった当初設計の中で確認できなかったのかというふうなお話ですけども、本来、長寿命化でやる場合、遠方目視とかというところで、概算ではじくところがほぼそういうようなやり方をやっております。建物もそうだと思います。外側から見て、目視で確認できる範囲内でやっているというのが、今のやり方ではなかろうかと。

橋梁なんかになりますと、望遠鏡とかドローンも今は使うような世の中ですけども、そういうやり方でできるだけ詳細な設計ができるようなやり方を行うところではございますけども、今回は私どものほうのその建物においては、カメラまでは通していない。あくまでもは目視で判断しております。おっしゃるように、本来ならばカメラを通してやればいいんでしょうけども、それには非常に費用がかかるということがございますので、やはり実施しながら悪いところを見つけて、そこを計上していく。最初から予測するような計上もできないものですから、そういうやり方で、今、設計をさせていただいているところでございます。

今後も、そういうやり方で予算を計上していくような格好になろうかというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 次に、私、この工事だけ言っているんじゃないです。次も宇美小学校の体育館の工事なんか控えていますよね。これから宇美町の老朽化した施設を改修するに当たって、やはり工期というものをしっかり決める。その中できちんとやればいいんです。今回のように追加工事が出てくるようなのは極力避けてほしいということなんです。

特に、今回は住民福祉センターとか中央公民館というのは、利用者がすごく多いんですよね。私も何回も何回もこの工期短くなりませんか。これ別の工事ですからね、外壁塗装と違うんですけども、そういったことをなるべく極力避けながら、住民の供用にきちんと対応していく。これが大事じゃないかなと言っているんです。

特に学校施設なんかは、期間短いですよ。夏休みの期間中なんかで工事を終えてしまう。追加が発生したら、また工期が伸びてしまう。こういったことを極力避けるためにも、事前の調査が必要じゃないですかと。外壁の塗装の爆裂なんかは、はっきり言ってなかなかね、言われたように目視でやりますからできないと思いますけど、こういった配管の調査というのは、きちんと事前に行っておくべきじゃないかと。いかがですか。そういったことはやらないんですか。そこはしっかり対応していかないとだめじゃないかと思えます。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久） 失礼いたします。管財課のほうが公共施設、特に箱物、建築関係の営繕の統括を担いますので、当課のほうから答弁させていただきます。

今、御指摘の事前の調査をもう少し充実してはどうかというお話だと思います。まず、冒頭の御質問の中に、若干の誤解がございましたので、その部分に対して訂正させていただきますが、まずこのトイレの改修工事の工期につきましては、来年、令和5年1月20日が工期末でございます。それよりもかなり前倒しで、工事自体は完了しているという点がございます。

といいますのも、当課につきましては営繕の統括をしておりますので、社会教育課、工事関係に不慣れな課でございますので、当課職員、建築関係の技術系職員と一緒に合わせて工事を実施した経緯がございます。

今回、当初から計画の中に織り込んでどうかということで、カメラ調査という話とかがございます。こちら確かにインフラ施設、例えば水道とか下水道とかがあると思いますが、そういった不断の施設については、計画的な保全という観点で、事前に老朽化が予測される頃合いをもって調査をし、そして計画的な改修を行うというのが一般論だろうと思います。

一方で建物に関しましては、例えば建物の全ての排水管等を事前に調査を行って、そしてそろそろ古いからもう改修しようかというような流れにはなかなかになっておりません。ただし、今回、中央公民館と住民福祉センター、いずれのトイレの改修も行っております。増額が出たところが住民福祉センターなわけなんですけど、中央公民館のトイレにおきましては、トイレの床下に通常ピットと言いまして地下空間があるわけですね。配管の確認ができる、管理がしやすいように床下ピットがあつて、こういったピットを有する施設においては、当然ながら目視で事前に計画段階で点検し、実際に中央公民館の床下ピットの配管の改修も併せて当初計画の中でやっています。

ところが今回は、住民福祉センターについては床下の配管がピットがありません。単純にいえば土の中に埋設された配管、そしてその上に建物の土間コンクリートがあるという状況下ですので、目視はほぼ不可能と。やろうとするならば、一旦コンクリートを取り壊して確認するか、またはカメラの点検をするかという2択になります。

今回、ちょっと説明が漏れているかもしれませんが、トイレの改修の便器周りを中心に配管の改修を行ったわけなんです。便器周りの改修を行ったというのは、便器の位置が変わるわけなんです。小便器、大便器の穴の位置が変わるんですよ。だからそれに伴って横に配管する経路も変わりますので、今回、併せて最低限必要な範囲だけの改修計画を行った。

ただし、目視ができないという以上は、この工事をやりながらその配管の度合いとか近接の具合とかが、破ってみれば分かるわけなんです。だから今回それを見た結果、ちょっとやっぱりだめだと、もう古い、老朽化している。それであるならば、今回のトイレ改修の範囲内の埋設配管は併せてやろうということになります。

ちなみに増額の規模からしてもそうですし、追加変更でどんどん毎回毎回やるのかという点におきましては、工事の規模ですね、特に、今回の対象工事の範囲内の工事の箇所該当するか、

それと工事の金額。それらを勘案して、また今回一緒にやったほうがスケールメリットが出て有益じゃないかというような判断を客観的にやって、今回の事案については大きな改修工事と併せて、この部分も局部的に一緒にやったほうがいい。そして、なおかつ目標としているトイレの改修の末日を死守するというような形で、工事したということになります。

今後は学校施設をはじめ、改修工事が続いていきます。同じように、やはり目視で事前に点検ができるところは最初から計上しますし、一方で目視で確認ができないところについては、最初から調査費用をかけてやるのではなく、どうせ工事のときにそこを確認できる状態であるならば、今回と同様の手法でやるのが、町として最適な手法であるというふうに考えます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 先ほど、カメラによる調査には予算がかかるという答弁がございましたけれども、具体的にそのカメラを使った調査というものは、大抵どれぐらいかかるものなのか。それはいろいろなパターンがあって、一概には言えませんということもあろうかと思いますが、詳細は結構なんですけど、大体これぐらいという額がもし分かるようでしたら、ちょっと答弁を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久） カメラによる調査、まさにカメラ調査をするためには、どこかから入れないといけないんですね。その経路と、それと延長と、そういったものからカメラ調査につきましては、個々で金額が変わってくると思います。非常に短い距離で、すぐそこだということところは安価で終わるかもしれませんが、一方で管の大きさとか、そういったものによっても変わってきょうかと思しますので、ちょっと一概に金額というのはお答えできないということになります。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 私、設備工事のちょっと内容を確認したいんですが、今回は排水管の漏水ということで、排水管の交換はその範囲の中でされているという説明でしたが、給水管の関係はどうなんでしょうか。この四十何年たっている建物に関しては、やっぱり配管が鉄管を使っているとあると思うんですよ。そうなってくると、やっぱりさびが出たりとか、やっぱりコーナーの辺りでさびが落ちて漏水したりとか、こういうことが考えられるんで、できる範囲ついでに交換できれば、今の配管は漏水することはないんで、その辺の設備の今回の確認なんですが、どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久） お答えします。

給水配管も同様でございます。中央公民館のトイレの改修、床下ピットの部分も、給水部分に

ついても、当然ながら改修を行っております。

今回、住民福祉センターの部分、当初では便器周りの周辺に給水配管も一部ございましたので、その配管改修は行っておりますし、追加したところ、この部分においては配管経路が伴っておりませんでした。同一のいわゆる汚水配管と上水配管とが同一埋設ではございませんでした。

しかし、上水の配管については、それに至る経路等の弱いところ、特に仕口、ジョイント、つなぎ手のところですね。そういったところに漏水が起きることが多くございますので、そういった点を点検し、特に問題がなかったという判断で、一部は既存のままは利用している。

それと、あと昭和50年初期の建物ではございますが、この当時上水管についても塩ビ管が使われておりますので、そしてなおかつコンクリートに埋設されてる部分もあったということでございますので、劣化度はそこまでなかったということでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第44号

○議長（古賀ひろ子） 日程第3、議案第44号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田まちづくり課長。

○まちづくり課長（太田一男） それでは、よろしく願いいたします。

議案第44号 指定管理者の指定について。

宇美町働く婦人の家の指定管理者に次の者を指定する。令和4年12月7日提出、宇美町長安川茂伸。

1、指定管理者、福岡県糟屋郡宇美町宇美二丁目1番11号、社会福祉法人宇美町社会福祉協議会、会長安河内毅。

2、指定期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由でございます。宇美町働く婦人の家の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページを御覧ください。

参考資料により説明をさせていただきます。

1、施設の概要でございます。

名称は宇美町働く婦人の家し〜ず・うみ。

所在地は、宇美町平和一丁目14番1号、開館日は平成元年5月2日でございます。

2、管理の状況につきましては、管理委託の期間と指定管理の期間がそれぞれございまして、管理委託につきましては、委託先が宇美町社会福祉協議会、期間が開館から平成18年8月末まででございます。

指定管理につきましては、指定先が同じく宇美町社会福祉協議会、期間が平成18年9月1日から現在までとなっております。

3、指定管理者の候補者の選定。

(1) 選定までの経緯につきましては、令和4年10月7日に第1回宇美町指定管理者選定検討委員会が開催され、公募によらない方法での指定管理者の候補者の選定を決定しております。これを受けまして、同年10月21日に指定管理者の候補者である宇美町社会福祉協議会に対し指定管理者指定申請書の提出を依頼し、同年10月28日に指定管理者の候補者である宇美町社会福祉協議会から指定管理者指定申請書が提出されましたので、施設運営方針、事業計画内容、団体としての経営状況等を精査して、問題がないことを確認をしております。

その後、同年11月7日に第2回の宇美町指定管理者選定検討委員会が開催され、宇美町社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

(2) 宇美町社会福祉協議会が候補者として選定された主な理由でございます。

まず1点目としまして、開館当初から現在まで働く婦人の家の運営に一貫して携わっており、施設の設置目的を十分に踏まえた運営手法を確立していること。

2点目は、常に地域や利用者からの意向に根ざした施設運営を心がけており、地域住民や利用者から信頼と高い評価を得ていること。

3点目は、施設の管理や利用料の徴収、各種講座などの多岐にわたる業務を滞りなく遂行しており、サークル等の活動に支障をきたしていないこと。

4点目は、サークル等の定期利用団体の活動サポートや講演会の企画など、魅力的な自主事業を展開していること。

5点目は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、体験型や活動型の事業の実施が困難になった期間には、サークルで作成した作品の展示を行うなど、工夫を凝らした事業を模索し実施し

たこと。

最後に6点目としまして、当初から現在に至るまで、管理上の事故を起こしていないことなどでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） まず、初めに働く婦人の家の事業についてお尋ねしたいと思います。

全員協議会でも若干の説明があったんですけども、講座の開設状況、これをお聞きしたいと思います。例えば趣味の講座とか、あるいは生涯学習、こういったものを進めるための講座の開設ももちろん大切な事業だと思っておりますけれども、以前は女性の社会進出を支えるために様々な公認資格を取得するための講座が行われていたと私は記憶しております。コロナ禍でのしわ寄せが女性に向けられるのではないかと大変心配されている中で、公認資格を取得でき、女性のキャリアアップにもつながる講座等の開設は大変重要ではないかと考えております。

現在の講座の開設状況に加えて、来年度以降、本来の働く婦人の家としての機能を発揮できるような講座、これは開設できるんでしょうかね。この指定管理の契約の中でそれが実現できているのか、ぜひ回答を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 太田まちづくり課長。

○まちづくり課長（太田一男） し〜ず・うみでの主催事業につきましては、指定管理者である社会福祉協議会のほうで企画をされております。

現在、直接資格を取得できるような講座は実施しておりませんが、事業の中には法律講座であるとか、アロマオイルを利用した講座など、今後、そのような分野で知見を広めていけるようなきっかけづくりや入口となるような意味合いの講座を開設をされてあります。これは、このような講座をスタートとして、その延長上として御自身での資格取得などにつなげていただけるような狙いを持ったものとなっております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひ、以前やっていたいろんな様々な公認資格を取得できるような講座も、ぜひ検討していただきたいと思っているんですけども、2つ目の質問として、私、働く婦人の家を宇美町社会福祉協議会に指定管理者をされること、これは大賛成なんですね。利用者アンケート調査も、私、詳細を見せていただきましたけれども、これ以上ない高評価を受けておられます。なかなか出ない数字が出ているんですよ。本当に素晴らしいなと思っておりましたけれども、また先日もし〜ず・うみフェスタ、これも行かせていただきました。大変素晴らしいイ

ベントも行われています。

ただ1つ感じたのは、これスタッフの数が足りていないんじゃないかなということが大変気になっています。職員、またスタッフの勤務実態について、ぜひ回答していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○まちづくり課長（太田一男） 勤務実態につきましては、嘱託が2名と非常勤4名の合計6名の方で勤務をされております。嘱託職員につきましては、週4日の勤務でございまして、非常勤職員の方につきましては、扶養の範囲内ということで、大体月10日程度の勤務となっております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 先ほどの1番目の質問ともちょっと絡んでくるんですけども、本来、働く婦人の家が一番力を発揮すべき公認資格を取得するような、女性のキャリアアップにつながるような講座等の開設。また、さらなる事業の充実のためにも、職員及びスタッフの増員というのは、これ避けて通れないんじゃないかなと思います。

先ほど、勤務実態を言われましたけれども、常勤じゃないですよ、お2人の方も。これ週4日なんです。ほかの方も月10日と、非常に少ない日数の中でやりくりをしながら、事業、そして講座等も回してあります。

聞きたいのは、今回の指定管理者の契約の後でも、このスタッフ増員、また事業改善、これは可能なんでしょうか。私は、できれば職員やスタッフの増員を行っていくべきであると考えておりますけれども、ぜひ執行部の見解を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○まちづくり課長（太田一男） 今時点では、社会福祉協議会のほうから職員数の不足であるとか、増員をしていただきたいという要望等は上がっておりません。

指定管理につきましては、民間の事業者のノウハウを活用することによる住民サービスの向上と経費の削減ですね。これを目指すために導入された制度でございまして、今回、指定管理者の候補者の選定に当たりまして、社会福祉協議会のほうから施設運営方針であるとか、また事業計画内容、さらには管理業務に係る収支予算書などの提出がされまして、これらの精査を行いまして、候補者として選定したものでございます。

しかしながら、今後の事業の充実であるとか人員強化につきましては、利用者の御要望などもお聞きしまして、社会福祉協議会との協議も十分に行いまして、検討する余地のある部分だと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第44号 指定管理者の指定についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第45号

○議長（古賀ひろ子） 日程第4、議案第45号 宇美南町民センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。土橋社会教育課社会教育係長。

○社会教育課社会教育係長（土橋慶太） 失礼いたします。

議案第45号 宇美南町民センター条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。令和4年12月7日提出、宇美町長安川茂伸。

提案理由でございますが、子どもたちをはじめ、広く町民の遊び場に供することを目的とし、宇美南町民センターの芝生広場を無料で開放することについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

資料の1ページに条例の改正文、2ページ、3ページが新旧対照表となっております。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表により御説明をさせていただきます。

新旧対照表は、右側が現行、左側が改正案となっております。改正の箇所につきましては、下線を引いているところでございますが、13条が追加となっております。

第13条では、教育委員会は子どもたちをはじめ、広く町民の遊び場に供するため、規則で定める日に宇美南町民センターの芝生広場を開放することができる。この場合において、利用する者は第6条の許可及び第8条に規定する使用料の納付を要しないとしております。

第14条以降につきましては、文言の整理を行ったものでございます。これによって、宇美南町民センターの芝生広場におきましては、毎週日曜日を無料で一般開放することとしております。この条例の施行につきましては、令和5年4月1日を予定しているところであります。

以上で説明終わりますが、御審議の上、御議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、

丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫） 南町民センターの芝生広場を開放すること、これは小さな子どもたちが安心して遊ぶことができる。大規模な公園が少ない宇美町にとっては、大変重要な取組である。これ理解しております。その上で、幾つか質問したいと思います。

初めに、南町民センターの芝生広場を、今現在、年間どれぐらいの利用者が利用されているのか。これ日曜日だけの利用で結構です。開放日数、そしてできれば利用団体数、できれば利用者数まで分かりましたらお答えいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（古賀ひろ子） 土橋社会教育係長。

○社会教育課社会教育係長（土橋慶太） 失礼いたします。日曜日に限ってですけれども、令和４年度、本年度につきまして、１１月１７日現在ですが、一般の利用団体数１９団体、約６００名。地域等が３団体、イベント事等で約７６０名。合計２２団体、１,３６０名になります。令和２年度、３年度におきましては、ワクチン接種会場のため使用ができませんでした。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫） かなり多くの利用者が、これまで日曜日でも利用されているということなんです。

お聞きしたいのが、これまで利用されている方々に対して、これ代替ですね。これ考えているのか、ぜひ代替案をお示ししていただきたいと思います。

また、芝生広場開放を行うのであれば、当然ながらこれまで利用されていた人数ですよ。これを上回る方々に利用していただかなければいけないと思っております。それが事業効果だと思っておりますが、社会教育課としてどれほどの利用者数を見込んでいるのか。日曜日全て開放しました、これまで使っていた団体は使えません。そうやった中で、きちんと利用者数を見込んだ上で、この事業を立案しているのか、そこが聞きたいと思います。

あともう１点、利用者確保するためにどのような周知活動をするのか、利用見込みがこれだけありますよ、その見込みを達成するためにこんな周知活動をやります。ぜひその辺りの展開とこのをお聞きしたいと思います。いかがですか。

○議長（古賀ひろ子） 土橋社会教育係長。

○社会教育課社会教育係長（土橋慶太） 失礼します。まず、代替案につきましてでございますが、申請団体に対しまして申込みをいただいたときに、その内容によりましてほかの施設等の御案内をさせていただくように、まず考えております。

利用人数の見込みですけれども、利用者数の参考とさせていただくために、近隣の状況、志免町、例えばシーメイトにありますなかよしパーク、交番裏とか、須恵町にあります若杉の森の公

園、篠栗のカブトの森公園等に利用実数を伺うためにしましたが、しかしながら公園ということで、自由に出入りができるということで人数把握は行ってありませんでした。

近隣の状況が参考になりませんでしたので、先ほどちょっと申し上げませんでしたでしたが、平成31年度の日曜日の一般利用の実績が約1,000名でありますので、まずその利用実数を目標値として、それ以上になるように取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、利用者の周知、その目標達成するための周知方法につきましては、広報、ホームページ、SNS、公共施設等へのチラシの配架、また1月から町の公式ラインの運用が開始されるため、ラインでの周知を行ってまいります。

さらには芝生広場の利用につきまして、先ほど議員がおっしゃられました子どもが中心となると思いますので、乳幼児がいらっしゃる家族や児童等に周知を図るため、宇美町子育て支援アプリうみにょんの活用や保育園、幼稚園、小学校等へのチラシの配布を行っていくこととしております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 今、ラインを使って周知活動をやっていくって、ほかにもいろいろ案は出ました。また、SNSとかも言われましたね。ホームページもいろいろ載せますとか言われましたね。

ちょっと苦言ということをおっしゃっていただきたいと思いますが、現在も社会教育課独自のフェイスブックページを運用されていますよね。開設から5か月経過しています。ページへのいいねが9人、ページへのフォロワー数14人ですね。記事へのいいね、それぞれ投稿されたいいいね。これ最高で4人なんですよね。ほとんど誰も見ていないですよ。社会教育課のフェイスブックページというのは、職員の方々も多分見られていないと思います。新しくリニューアルしたことも知らないんじゃないですかね。でもね、職員の方が一生懸命更新されているんですよ。

つまり、今のままで適切なSNSの運用ができていない状況が続いているんです。ラインを使いますよ、新しい、入りました。ラインを使えば明るい未来が開けますみたいなことを考えてあるかもしれませんが、今現在でやれていないんですよ。

どのように具体的なSNSでの情報発信を行おうと思っているんですか、利用者確保のために、そこを聞きたいんです。ぜひ回答していただけませんか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎） 私も丸山議員のそのSNS、十分実態は認識、承知しております。

今後はまた、しっかり課のほうで協議をして、運用面でしっかり多くの方が見るように工夫をしていきたいと思っておりますので、今ちょっとその案が出てきませんので、申し訳ない、答えられませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、先ほど補足になりますけども、先ほどの見込率の話ですね、これ本来、公園もそうなんですけど、こういう遊び場とかこういう空間施設、見込みを出す場合は、1つは利用目的、それと誘致圏域、住宅地が近いかどうかということなど勘案、あとは利用形態、今回遊び場に施設遊具はないということで、そういう利用形態と、あとアクセスですね、そういうのを踏まえながら、勘案しながら利用率見込みを算定するわけですけど、今回その情報が十分でなかったということで、今後しっかり実績を積み上げて利用見込みが出せるように対応してまいりたいと思いますので、よろしく御理解いただきたいなと思います。

先ほどのSNSについては、今後しっかり考えていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。10番、白水議員。

○議員（10番 白水英至） 施設の開放は賛成なんです。ただ、私もちょっと記憶には15年前後だったと思いますが、以前こういう施設の開放というのがあったんですよね。要望がありましてね、ふだんグラウンド等はクラブチームが押さえているんですね。だから、なかなか親子で遊ぶところがないということで、それじゃあ第1、第3とか、日曜日だったかちょっとそれも記憶薄れたんですけども、開放したんですけど、最初は順調に行きよったんですけど、そのうちもう借りる人がいなくて、また元に戻ったということが起きたわけですよ。

ですから、今回もたくさんの方に周知して、たくさんの人に利用していただきたいと思ひます。

その中で、あそこのグラウンドは地元の方の高齢者の方のグラウンドゴルフとかが結構盛んにされているんですが、中に、やはりクラブチームも使いますよね、今先ほど報告がありましたように。それで、グラウンド状態が物すごく悪かったんですが、南町民センターがワクチン接種会場になったのが、これが功を奏したのか、今きれいに——きれいにといいますと、近くに行けばそうでもないんですけど、随分前から見ればきれいになりました。

今度、開放することによって、整備ですよ、今までは、コミュニティーに芝を刈ってもらっただけだったんですよ。私は埋め土をしてるところを見たことはないと思ひますが、もしかしたらやっておられたかもしれないけど、かなり荒れていました。

これを芝刈るだけでなく埋め土ですると、また予算が少し増えてくるんじゃないかと、そちらのほうを心配しているんですけど、そこんところはどうかでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 土橋社会教育係長。

○社会教育課社会教育係長（土橋慶太） 失礼いたします。今、議員が申されましたとおり、芝の管理につきましては、芝刈り、散水、肥料まき、薬剤散布が今の委託状況でございます。

これに検討させていただきまして、土まきまで入れるかどうかちょっと課内でまた協議をさせていただきまして、次年度以降の委託に盛り込むかどうかを協議させていただきたいと思ひます。

し、日曜日の開放に伴いまして、状況の確認につきましては南町民センターのところに受付窓口がございますので、そういった委託業者と連携を図りながら状況に対応してまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 10番、白水議員。

○議員（10番 白水英至） せっかくこう開放するわけですよね。やはりきれいなところで遊ばせてあげたいじゃないですか。予算多少増えるかもしれないけど、そこまでやっていきましょうや、お願いします。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 芝生広場を来年から開放するというので、これ自体は町民の皆さんも大変喜ばれる方も多いのではないかなというふうに思います。

先ほどSNSを活用して周知を進めていくということで、確かに今の時代SNSを使った周知活動も欠かせなくなっていくというふうにも思うんですが、同時に私は、紙ですとかね、アナログとSNS、ネット両方の手段を並行して行っていく必要があるんじゃないかなと思います。

中には、ネットに全く触れない町民の方もおられますから、ネットを見ないと情報が伝わらないというのはなかなかちょっと偏った周知ではないかなと思います。

当然、自治会のほうには回覧を回すとか、掲示板に出すとかそういった措置はもう当然取られているのではないかなと思うんですが、芝生広場に、その現地に行って、あつ日曜日開放しているんだって分かるような掲示とございますか、看板とか立てて、無料で開放しますけど、こういうルールを守って使ってくださいねみたいな、そういう掲示ってございますか、そういうのをされてみてはどうかなと思いますが、そういったことは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 土橋社会教育係長。

○社会教育課社会教育係長（土橋慶太） 失礼します。先ほども申し上げましたとおり、紙ベースのチラシにつきましても、公共施設等を踏まえ配布するようにしております。

あと地元自治会の明治町自治会等とも今現在調整中ございまして、そういった周知活動も行っていく所存でございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。先に土橋係長、どうぞ。

○社会教育課社会教育係長（土橋慶太） 申し訳ございません。看板の設置につきましては、敷地内に2か所ほど設置をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 数年前よりこの南町民センターの芝生広場の無料開放、先輩議員からお話がありました。このたび開放になりまして、もう非常に喜ばしいことだと思います。

そこで確認ですね、利用時間の確認です。先般の全員協議会では利用時間が日没までという報告を受けておりましたが、それに間違いはないですかね。

○議長（古賀ひろ子） 土橋社会教育係長。

○社会教育課社会教育係長（土橋慶太） 今申されたとおり、日没までと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 分かりました。

そこでお尋ねします。日没ということは、冬の時間帯が今5時、5時半でもう、5時15分から5時半で真っ暗になります。夏の時間帯が7時半から8時で真っ暗になります。

日没まで、冬は5時半、5時、夏が7時半、8時なんで、夏が、子どもたちが夏の時間帯7時半、8時まで遊んでいいと、これ防犯上の問題で少し問題があるんじゃないかと思えますけど、その辺りはどのようにお考えですか、防犯上。

○議長（古賀ひろ子） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎） 子どもだけが利用するわけじゃないんですけども、子どもに関して言えば、もう今、学校でもしっかり帰りの時間とか、これは冬と夏と決めて、約束事として決めていますので、恐らくそれに合わせて、芝生のこの遊び場の子どもだけで行くということがあるのかない分かりませんが、その場合はその時間に合わせて帰るように学校のほうで指導するようにしておきます。

ただあと、親御さんが連れて行っている場合、先ほどの時間帯をしっかりと決めてやっていくということが大事ななと思っていますので、それはまた周知したいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） そのとおりだと思います。やはり日没までというよりも、今教育長が言われたとおり、6時とか時間を区切るべきだと思います。どうでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 土橋社会教育係長。

○社会教育課社会教育係長（土橋慶太） 今御指摘いただきました内容につきまして、また課内で協議をさせていただきますして、時間帯等を決めさせていただきますと思います。

○議長（古賀ひろ子） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎） この遊び場の使い方というか、利用の約束事をしっかりと決める中で、時間帯についても協議をさせていただきますと思います。それでよろしいですかね。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号 宇美南町民センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

ただいまより11時10分まで休憩に入ります。

10時58分休憩

.....
11時10分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5. 議案第46号

○議長（古賀ひろ子） 日程第5、議案第46号 宇美町印鑑条例及び宇美町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、議案第46号について御説明をいたします。

議案第46号 宇美町印鑑条例及び宇美町手数料条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、マイナンバーカードを利用した、らくらく窓口証明書交付サービスを導入することに伴い、印鑑登録証明の申請方法並びに印鑑登録証明及び住民票の写しの交付手数料等について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

お手元の議案の1ページから5ページが条例改正文、6ページから10ページが新旧対照表、11ページが参考資料となっております。

改正の内容につきましては、参考資料で御説明をさせていただきます。

まず、条例改正の目的でございますが、マイナンバーカードを利用した行政サービスとして、らくらく窓口証明書交付サービスを導入することとしております。

このサービスは、窓口での申請書の記入や本人確認書類の提示が不要となるなど、住民の利便性の向上及び事務の効率化に資するもので、窓口の混雑解消や待ち時間の短縮など、窓口サービスの向上が見込まれます。

窓口サービス向上の効果をさらに高めるため、このサービスを利用した交付手数料をコンビニ

交付による交付手数料と同額の証明書1通当たり250円とし、また、サービス導入時の周知広報効果を高めるため、導入当初の令和5年1月4日から令和5年3月31日までの間に限り、証明書1通当たり100円とするものでございます。

次に、改正の概要でございますが、本条例により、宇美町印鑑条例と宇美町手数料条例の2つの条例を改正いたします。

まず、印鑑条例の一部改正について御説明をいたします。

現行の条例には、申請書方式——交付申請書を記入し印鑑登録証を添えて申請する方式でございます、これと、マイナンバーカード利用方式——コンビニ交付による方式です——の2通りの方法を規定しております。

改正案では、これに、マイナンバーカード利用方式で、らくらく窓口証明書交付サービスによる交付の方法を追加することとしております。

次に、手数料条例の一部改正でございますが、現行の条例では、申請書方式による手数料については証明書1通当たり300円、マイナンバーカード利用方式でコンビニ交付による手数料については、証明書1通当たり250円と規定しております。

改正案では、これにマイナンバーカード利用方式で、らくらく窓口証明書交付サービスによる交付の場合について、証明書1通当たり250円とする規定を追加することとしております。

また、表の下の米印のところでございますが、改正条例の附則に、特例措置として、令和5年1月4日から同年3月31日までの間に限り、②及び③のマイナンバーカード利用方式による交付手数料を100円とする旨を規定することとしております。

また、この改正に合わせまして、手数料条例中の字句の修正を行うこととしております。

最後に、施行期日につきましては、令和5年1月4日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号 宇美町印鑑条例及び宇美町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第47号

○議長（古賀ひろ子） 日程第6、議案第47号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。議案第47号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、職員の定年等について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

今回は、定年の引上げに伴いまして影響を受けます13の条例の改正と1つの条例の廃止について、この地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例として、一括提案をさせていただいているところでございます。

次の2ページから、ずっと続きますけども17ページまでが改正文となっております。

次の18ページから、ずっと続きますけども、これが44ページまでございまして、ここまでが、それぞれの条例ごとの新旧対照表となっております。

次の45ページから、参考資料をおつけしております。

改正の内容が大変複雑でございまして、分かりにくいことから、ホームページから、つけております地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要、これを使って説明をさせていただきます。

このページの1番、定年の段階的引上げについてでございますが、定年を令和5年度から、2年に1歳ずつ段階的に引き上げていきます。表にありますとおり、令和13年度以降は定年が65歳となり制度が完成することとなります。

46ページでございますが、2の管理監督職勤務上限年齢制の導入についてでございますが、定年引上げ後も組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するために管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制、これを導入いたしまして、上限年齢を年齢60年といたします。

3の給与に関する措置についてでございますが、当分の間、60歳に達した日後における最初の4月1日以後、その者の受ける給料月額額の7割に設定をいたします。簡単に言いますと、60歳に達した年度、これの翌年度から、給与月額が30%減になるということになります。

4の暫定再任用制度と定年前再任用短時間勤務制度の導入についてでございますが、現行の再任用制度これが廃止されますため、定年引上げ期間中も年金受給開始年齢まで継続雇用を行うために暫定再任用制度を設けます。これは今の再任用制度と同じものになります。それから、勤務時間や給与等は現行の再任用制度と同様でございます。

また、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を本人の希望によりまして、短時間勤務の職に再任用することができる定年前再任用短時間勤務制度を導入することとしております。

次の5の情報提供・意思確認についてでございますが、当分の間、職員が従来の定年に達する日の前年度に、従来の定年に達する日以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供するとともに、従来の定年退職日以後の勤務の意思確認について努めることとしております。

6、改正する条例についてでございますが、本則で、第1条から次の47ページの第14条まで、各条例の主な改正内容をここに記載しておりまして、次の附則におきましては、第1条から48ページで17条までありまして、これは、施行期日や経過措置などを規定しておるものでございまして、簡単に一覧表にして表示させていただいております。

最後に、7の施行日についてでございますが、令和5年4月1日としております。

ただし、情報提供・意思確認につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、退職の前年度に実施するという努力義務が課せられておりますので、この分だけは公布の日から施行ということになっております。

以上で説明は終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 定年延長ということで、60歳から65歳になったということで、処遇改善について本当に喜ばしいことなんでしょうけども、若干疑問点も幾つかありますので、ちょっとその辺について質問をいたしたいと思います。

これは国の政策でやっているわけですけども、65歳に延長した目的は何かということと、職員の方々に本当にメリットがあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。この定年の引上げに至った経緯といいますか、これにつきましては、やはり元気に働ける年齢が、これはもう全世界的に上がってきておりますので、長く働いている方の知識、経験等をさらに利活用できるように、それを長くというところで、定年引上げというところは、民間のほうが先立って定年は上げてきておりますので、公共的なところはそれに続いて延長していつているというような状況になっております。

○議長（古賀ひろ子） 7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 期間的に65歳になったことは喜ばしいことなんですけど、その給与体系が、60歳のときの給料が、延長によって70%になるということですよ。これは逆に、処遇改善がちょっとおかしくなっているんじゃないかと、改善されていないと、後退しているというふうにするんですけども、給与が70%になることによって、例えば、退職金の支給額に影響するんじゃないかなと考えているんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼します。ちょっと説明が不足しているところがありましたけども、それぞれの職員の給料、本俸自体が7割に下がるわけではございません。本俸自体は、その60歳当時の本俸がそのまま継続されることになります。

支給される給料がその7割になるということになりますので、あくまでも本俸は、もともとの60歳のときに頂いていた本俸になりますので、そういうことからすると、当然、退職金については、その本俸はそのまま引き継がれていっていますので、本俸の何月分ということで計算はされますので、退職金が、定年延長で給料が減ってきたからその後にもらう人は減るんじゃないかというところを危惧されるかもしれませんが、本俸自体は変わらないので、その本俸に対しての率で計算されるというところで、定年延長された後の退職金が減るということとはございません。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） 今の説明で、本俸は下がるけれども、支給額が下がるということはどういうことなんですか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、例えば、60歳の年に40万円の本俸給料がございましたよということになると、そこから実際の定年延長されたところまでの期間については、先ほど説明したとおり、7割になりますよというお話でしたが、支給される額が、その40万円の7割、四七、二十八万円が、毎月の本俸の支給の額になると。それにそれぞれ手当はつきますけども、本俸につきましては、その40万円に対する7割の28万円という給料で支払われていきますよということになります。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） 分かりました。

それと、例えば、60歳で今まで定年だったんだけど、延長5年になります。例えば、60歳で課長とかの管理職であった場合、そういったその職位についてはどういうふうにされるのか。そのまま課長のままで行かれるのか、一旦、延長はするけども、職位についてはなくされるのか、それについてはどうなんですか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 先ほどの説明の中にもあったと思うんですけども、役職定年制が導入されますので、基本的には、管理職の職員については、管理職——今の課長、課長補佐については、その職から外れるということになります。

今の制度の中では、課長については6級、課長補佐は5級になっていますけども、実際の60過ぎた次の年からについては、4級職ということで、係長職と同じ位のところに位置するような形になります。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） 深く考えると、これ、処遇改善されたという捉え方じゃなくて、逆にデメリットのほうが多いような気がするんですけどね。これは国の施策なんだけども、町としてもう少し考え直すべきだと思うんですけど。

それと、次の質問なんですけど、この厚生年金の受給年齢が、将来的には70歳になると考えたときに、そういったこの延長による関連性が何かあるのかどうか。国のほうからそういった方針とかは来ているんですか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） これまでもそうでしたけど、この制度が変わってからも同様なんですけど、年金の接続までについては、今は再任用制度というのがあり、それに基づいてやっていますけども、この制度が変わった後も、その再任用制度というのとはなくなりますけども、同じ内容で暫定再任用制度というのが継続して行われますので、その暫定再任用制度については、年金の接続までということで制度がなっております。

もしも年金の支給が65歳よりも後になれば、その制度自体が延長されていくのではないかと、いうふうに思っておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） そもそも話なんですけれども、60歳から先の給与が7割になってしまうと、3割減るっていうのは、これはなかなか厳しいと思うんですけど、この根拠っていうのは、そもそも一体何なんでしょうか。この算定の根拠。お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） ちょっと言い方としては難しいんですけども、今60で定年になっていますので、60歳で定年すると、再任用を希望された方は、また町のほうで再任用をしています。再任用の方の今の給与というのは、大体そのときの6割程度まで落ちることになります。

もし、この定年延長がなければ、同じように60歳で定年した場合は、もっと役場で働こうと思っても6割程度の給料しかもらえないというところが、この延長をとるところで、この制度にのっかっていけば、今後は、退職はしない、そのまま職員として継続にはなりますけども、

7割で、その方たちよりも1割程度多い給料になります。

7割というのが設定されたその理由については、はっきりしたものは出ていませんけど、結局、この制度の前の人たちは、今言いましたように6割程度の給料しかもらえない。この制度が始まった途端に次の人は100%をもらいますよとなると、やはり今再任用されている方々のモチベーションが、もうがくつと下がってくるかと思うんですね。

それもありこの暫定で、定年引上げの段階的な期間においては、制度が完成するまでは一応、基本国のほうが7割で、そこの整合性というところで7割に設定をしておるようでございます。

これが7割なのか、8割なのかというと、そこは議論するところがあるかもしれませんが、国のほうは今のもともとのが6割というところから、7割ということで設定をしておるようでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私も、ちょっとそもそもというところでお話を聞きたいと思っておりますけれども、今回の定年延長に関する条例の改正に関する趣旨というのはもちろん理解しておりますけれども、この条例を改正するに当たって、多額の委託料を組んでおられましたね。そういったのも含めて、定年の引上げに関する条例の改正、これは、この今回の条例の提案で全て完了するのかどうか。それとも、3月議会でまた大量の条例改正案が出てくるのか、回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 条例関係については、今回の13条例の改正と1条例の廃止、これで終わりでございますが、この下につく規則等の改正が、この後、また少し残っておることになります。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 今回の改正で終了すると。ページ数も48ページ以内で、大体、説明資料も含めて終わっているんですけど、そもそも、それだけの多額の委託料が必要だったのか。職員で十分やれたんじゃないかなという気もしています。ぜひ見解をお聞きしたいと思っておりますが、本当に必要だったんですか。いかがですか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 今言いましたように、14もの条例が関連してくる条例であり、そもそも改正漏れ等もあってはいけないというところと、国に合わせて改正する部分について、町に合わせた文言の修正とかいろんなものが出てきますので、それらについては、やはり専門的なアドバイスが必要であったというふうには思っておりますし、委託した上で、やはり担当のほうも時間外を使ってこの条例改正について、今回ここに上げるまでの間で、大変頑張っておられるのを作って

いただいておりますので、もし委託していなければ、この時期に上げられたかどうかというところも、非常に難しいほど複雑な改正であったと聞いておりますので、委託は妥当であったというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） その辺は、次の決算審査でしっかり審査をしたいと思っておりますけれども、最後にもう一点だけ確認したいんです。

管理職を解くということなんですけれども、またそれに関連して、やはりいろんなポストというのをこれから考えていかなければいけないという発言もあってました。じゃ、どういったポストを今のところ考えているのか。

例えば、中央公民館の館長とか、そういったポストが、ぱっと思いついたら考えられるんですけれども、そういったポストというのは管理職じゃなくても大丈夫なのか。

管理職とそういったポストの関連、どのように考えているのか、ぜひ回答していただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 管理職でなくても、全然大丈夫です（「大丈夫」と呼ぶ者あり）はい。

それと、やはり退職された方々が活躍していただけるようなポストをつくっていかないといけないと思うので、そこのところは、まだ令和5年度から、これスタートするので、最初の退職が出るのは令和5年度末で、令和6年度からこれに基づいた7割の方が出てくるような形になりますけども、それまでの間まだ時間は1年以上ありますので、その間でいろいろと協議をしていきたいと思っておりますが、議員のほうがよく言われる情報発信とかそういうのがありますけれども、例えば、情報発信に長けた職員については、その情報発信をするところにポストとして入ってもらって、そこで若い職員たちを育てていってもらったりとか、そういう配置の仕方というのは当然考えていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 私は、本案に対して賛成の立場から討論をいたします。

現在、時代の変化といえますか、平均寿命の伸びに従い現役期間が長くなってまいりましたの

で、60歳を超えた職員の長年にわたって培ってきた経験や知識を職場で生かしていく、こういった方向は避けられないということで、今回の定年延長は前向きに評価したいと思います。

また、これまで低い待遇であった再任用職員が、今度の定年延長によって、職員の待遇改善につながるものというふうに解釈をしております。

ただ、しかしながら、条件付で賛成というわけではございませんが、一点だけ先ほどの答弁で気になったのが、7割の根拠についてお尋ねしましたところ、はっきりとは分からないという答弁だったと思うんです。私は、これは国会でも国家公務員の定年延長、議論されましたが、そのときには人事院が根拠として出してきたのが、これがベースになっているのではないかなというふうに思います。

しかしながら、最近の直近の厚労省の調査でも、61歳時の給与は76.2%——これは、企業規模100人以上のところを調査したところ、そこは61歳時の給与は76.2%という結果が出ておりますので、7割が適当とするのはおかしいんじゃないかというふうに考えております。今後、この給与7割にするのが本当に適当なのかどうなのか、大いに議論する必要があるんだと。

つまり、何が言いたいかという、定年延長によって、これが人件費の抑制につながっているのではないかという、本当に、これ7割の給与が適当なのかどうなのか、これは大いに検討の余地があると。この一点だけちょっと提案いたしまして、賛成いたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） これで討論を終わります。

これから、議案第47号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

タブレット調整のため、ただいまより11時50分まで休憩に入ります。

11時38分休憩

.....

11時50分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

.....

日程第7. 議案第48号

○議長（古賀ひろ子） 日程第7、議案第48号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、議案第48号について御説明をいたします。

予算書の3ページをお開きください。

議案第48号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、令和4年度宇美町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ132万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億3,261万6,000円とするものでございます。

また、第2条では、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

本補正予算につきましては、令和4年度の特定健康診査等事業費の決算見込みによる補正が主なものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。18ページ、19ページをお開きください。

6款2項1目特定健康診査等事業費177万9,000円の減額は、令和4年度の決算見込みによる減額でございます。

次の7款1項1目国民健康保険財政調整積立基金積立金45万6,000円の増額は、本補正予算における剰余分について、基金に積み立てを行うものでございます。

歳出については、以上でございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。14ページ、15ページをお開きください。

4款1項1目保険給付費等交付金は、歳出の特定健康診査等事業費の財源となる特定健康診査等負担金を、歳出の減額に伴い118万6,000円を減額するものでございます。

次の7款3項9目特定健康診査自己負担金は、歳出の特定健康診査等事業費の決算見込みにより13万7,000円を減額するものでございます。

次に、6ページをお開きください。第2表債務負担行為について御説明をいたします。

1件目の証明書発行窓口等業務及び収納業務につきましては、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を1,230万円と定めるもの、2件目の健康診査受付等業務は、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を318万円と定めるもの、3件目の健康診査業務は、期間を令和4年度から令和7年度まで、限度額を7,426万6,000円と定めるものでございます。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたい

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方は、どうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 19ページの特定健診の委託料177万9,000円の減額についてお伺いしますけれども、そもそもなぜこの減額が発生したのかですね。例えば、目標数値に何らかの要因で到達できなかったのかとかそういったところを聞きたいと思います。なぜ減額が発生したんですか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 減額の理由につきましては、当初予算について、コロナの影響がほぼなかった平成31年度の人数の見込みで計上しておりましたけれど、やはりそこまで到達せず、やはり受診者数が伸びなかったというのが主な原因でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） コロナというのは、ずっとここ3年くらい続いているわけなんですけれども、例えば周知活動が足りなかったとか、そういったことは要因の中に含まれませんか。できたら、コロナ禍ですから、さらに周知活動を徹底して受診者数を増やしていく、そういった取組はされたんですか。その辺りの兼ね合いが知りたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 受診勧奨につきましては、一旦、年度末に、その年度が始まる前ですね、令和3年度の末に、健診ガイドで受診の勧奨と共に予約の方法等を周知いたしました。その後、未受診者に対しては、もう一度、受診勧奨という形で国保の方に通知を行っております。

あと、全体的な周知というよりは、今までの受診歴等、それとか重症化予防の対象者等、把握しておりますので、一軒一軒にお電話をいたしまして、受診がありませんがということで周知勧奨はいたしておりましたが、結果として、目標として当初予定しておりました平成31年度には、ちょっと至らなかったというような状況になっております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） コロナ禍ということで、医療機関への受診控えというのが発生しているんですよね。だからこそ、こういった健診はしっかり受けていただいて重篤化を防ぐ、早期発見にしっかりつなげていただくということが、今、コロナ禍でものすごく重要になっているんですよね。ぜひその辺りしっかり分析していただいて、こういった受診控え、医療機関にかかることを控える、そういったことが発生している今だからこそ、ぜひこの健診事業ですね、目標数値

を立てたなら、それにしっかり到達できるように、やれることは全てやるぐらいの意気込みでやっていたきたいと思えますけど、最後に見解いただきたいと思えます。いかがですか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 健康福祉課の保健師をはじめとした職員で勧奨できる、電話等で勧奨できるような時間というのは、ちょっと限られている部分もございますので、また年明けには、町内の医療機関の先生方と会議を設ける予定にしておりますので、その中でも、しっかり先生方に健診の勧奨を行っていただくということと、あとやはり全く関心がない方、毎年受けていたんだけど途中で受けなくなった方、それぞれ、その方の状況が違いますので、そういう本人のその準備状況というか、健診に対する認識等、そういうのを分析して、その方に合った受診勧奨をしていくように、来年度は特に力を入れてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 特定健診の件数が、ちょっと落ちているということなんですけど、この傾向というのは、ここ近年ずっと続いているものなのか。ここで言えば令和3年度ですね、3年度の特定健診の件数と4年度を比べた場合、比率で言えば、大体どれぐらい減っているとか、そういう数字が分かれば、ちょっとお答え願います。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 受診率につきましては、令和3年度は、もう確定値が出ておまして、実績が23.7%となっております。特定健診の受診率につきましては、集団健診、個別健診、それとデータ提供等、幾つかの方法で受診した状況で決定するものでございますけれど、集団健診の実績で見ますと、令和3年度の集団健診が929人に対して、令和4年度も集団健診が終わっておりますけど、1,119人と、令和3年度よりも190人ほど多くなっております。

これは大体4%ぐらいの受診率アップというところになります。そのほかの個別健診は、まだ実施しておりますし、データ提供もまだ受け付けておりますので、令和3年度よりも受診率については上がるというふうに見込んでおります。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 私のほうから1点、先ほど尾上課長の御回答の中で、職員数に限りがあり重症化予防先に対するアプローチ、勧奨に限りがある、そのように聞こえたんですが。いわゆるスタッフが少ない。その受付とか予約、勧奨に対するスタッフを増やせば、増やすことによって受診率、受診者数を増やすという考え方もあるのではないのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） すみません、大変申し訳ございません。職員が少ないから受診率が下がったというような、そういう意味ではございませんで、やはり電話を一軒一軒かけるという

のは、やっぱり非常に時間がかかります。それで全部を受診率を上げるためにそれで賄うというのは、その方法で賄うというのは、やはり効率的に課題がございますので、そのような方法も継続しつつ、医療機関の先生方、あとはそういった業者もございますので、そういった業者の導入とかも検討しながら、受診率向上を目指していきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入歳出一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって議案第48号は、原案のとおり可決されました。

ただいまから13時まで休憩に入ります。

12時03分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第8. 議案第49号

○議長（古賀ひろ子） 日程第8、議案第49号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。

それでは、議案第49号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の収入におきまして既決予定額8億813万9,000円を59万2,000円増額補正いたしまして8億873万1,000円に、支出で既決予定額7億8,132万4,000円を1,007万4,000円増額補正いたしまして7億9,139万8,000円とするものでございます。

第3条で、資本的収入において既決予定額6,413万6,000円を386万円増額補正いたしまして6,799万6,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3億491万5,000円は、現年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額などにて補填することといたしております。

第4条では、新たに令和4年度上水道事業会計当初予算の第5条として債務負担行為の条文を加える必要があることから、当初予算の第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げるように改めることとしております。

当初予算の条文として新たに追加いたしました第5条では債務負担行為を設定しており、債務負担行為を行う事項としてメーター検針等業務委託を期間令和5年度から令和9年度までの5年間、限度額を4,991万8,000円で定めております。

予算書の4ページをお願いいたします。

本補正予算の第5条では、職員給与費を12万2,000円増額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益2項営業外収益6目長期前受金戻入4節工事負担金長期前受金戻入59万2,000円の増額は、令和3年度取得の負担金額が確定したことにより増額するものでございます。

支出に移りまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費4節報酬6,000円及び5節法定福利費2万6,000円の増額は、会計年度任用職員の賃金引上げ並びに浄水場職員給与等の整理を行うものでございます。

16節委託料330万円の減額は、履行完了した業務委託費の予算整理を行ったものでございます。

20節工事請負費323万6,000円の減額は、履行完了した工事費の予算整理を行ったものでございます。

21節動力費297万1,000円の増額は、世界情勢などによる石炭や液化天然ガスの輸入価格高騰の影響で燃料費調整額が引き上げられたことにより、浄水場及び井戸ポンプ等の各施設に係る動力費について本年度の支払い見込額により増額補正するものでございます。

2目配水及び給水費19節修繕費816万2,000円の増額は、当初予算編成時に見込んでいなかった規模の大きな漏水事故等が頻発したことから、大規模漏水修繕分として増額補正する

ものでございます。

2 1 節動力費 2 6 8 万 6, 0 0 0 円の増額は、燃料費調整額が引き上げられたことにより、浄水場の排水に係るポンプ等の動力費について本年度の支払い見込額により増額補正するものでございます。

2 4 節材料費 3 0 万円の増額は、棚卸資産使用に伴う振替として配水管修理用資材を購入するものでございます。

3 目総係費 2 節手当 2 7 万 3, 0 0 0 円の増額及び、次の 8 ページ、9 ページをお願いいたします。5 節法定福利費 1 8 万 3, 0 0 0 円の減額は、人事異動等に伴う人件費の整理を行ったものでございます。

1 6 節委託料 3 1 万 9, 0 0 0 円の増額は、上下水道料金の口座振替データをインターネット伝送でやり取りできるようにシステムの改修を委託するものでございます。

1 7 節手数料 8 万円の増額は、口座振替に係る手数料が当初予算編成時の見込みより件数が増加しており、本年度の支払い見込額により増額補正するものでございます。

6 目資産減耗費 1 節有形固定資産除却費 1 9 6 万 7, 0 0 0 円の増額は、障子岳浄水場次亜注入設備更新工事により、資産登録している設備の残存価格を除却するための費用でございます。

予算書の 1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。

資本的収入におきまして、1 款資本的収入 3 項工事負担金 1 目工事負担金 1 節工事負担金 3 8 6 万円の増額は、下水道工事に係る配水管布設替工事において発生した実施設計業務委託料を補償金収入として計上するものでございます。

今回の補正予算により、本年度の収支は 4 4 7 万円余の純利益が見込まれ、今年度末の資金残は 3 億 9, 0 8 0 万円余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議いただき、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入・支出、資本的収入の一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、収益的収入・支出、資本的収入の一括質疑に入ります。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。収益的収入・支出、資本的収入の一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第50号

○議長（古賀ひろ子） 日程第9、議案第50号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。

それでは、議案第50号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の収入におきまして既決予定額9億2,619万7,000円を2,050万4,000円増額補正いたしまして9億4,670万1,000円に、支出で既決予定額8億7,806万4,000円を964万5,000円減額補正いたしまして8億6,841万9,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収支の収入において既決予定額5億7,322万円を2,079万9,000円減額補正いたしまして5億5,242万1,000円に、支出で既決予定額8億8,314万8,000円を869万9,000円減額補正いたしまして8億7,444万9,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3億2,202万8,000円は、建設改良積立金、損益勘定留保資金及び利益剰余金処分額で補填することといたしております。

第4条では、職員給与費を1,086万7,000円減額補正するものでございます。

資料につきましては、12月議会議案資料綴下水道事業会計補正予算事業一覧表を御参照ください。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款下水道事業収益2項営業外収益7目雑収益4節その他雑収益2,050万4,000円の増額は、多々良川流域下水道維持管理負担金が返還されたもので、理由といたしましてはコロナ禍の影響により資機材などの原材料調達が困難となり、処理場の修繕などを翌年度に見送ったことによるものでございます。

支出に移りまして、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費15節委託料100万円の増額は、マンホールポンプ内にポンプを通過できない布切れなどが流れ込んだ影響からポンプが稼働しなくなるなどの緊急対応が増加していることから、本年度末までを見越して増額補正するものでございます。

20節動力費22万2,000円の増額は、世界情勢などによる石炭や液化天然ガスの輸入価格高騰の影響で燃料費調整額が引き上げられたことにより、町内20か所設置しておりますマンホールポンプの動力費について本年度の支払見込額により増額補正するものでございます。

3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費まで合わせまして1,086万7,000円の減額は、人事異動などによる人件費の調整を行ったものでございます。

予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1款資本的収入5項負担金1目都市計画費負担金1節受益者負担金2,079万9,000円の減額は、昨年度より繰り越して下水道整備を行ってまいりました障子岳南三丁目の供用開始を本年8月1日としたことから、受益者負担金を翌年度に賦課することとなりましたので、今回減額補正を行うものでございます。

支出に移りまして、1款資本的支出1項建設改良費1目下水道事業費15節委託料3,520万1,000円の増額は、社会資本整備総合交付金を活用して下水道工事を計上していましたが、下水道整備困難な地域などの理由から事業費を縮小する必要が生じたため、次年度で計画していました都市計画道路志免宇美線の基本設計及び障子岳五丁目の実施設計を前倒しで実施するため、予算科目の組替えを行うものでございます。

事業一覧表の3ページの位置図をお願いいたします。

図面左側が都市計画道路志免宇美線管渠基本設計業務委託の箇所になりまして、志免宇美線の計画を踏まえた下水道の整備を行うために基本的な計画路線を定めていくものでございます。

図面右側が障子岳五丁目下水道実施設計業務委託の範囲になりまして、障子岳本村地区の測量設計を行うものでございます。

両事業ともに繰越事業として来年度までの工期を設定する計画としております。

予算書に戻っていただきまして、25節工事請負費4,390万円の減額は、社会資本整備総合交付金を活用して実施しています障子岳三丁目下水道築造工事におきまして、現時点において下水道整備が困難な地域などに係る予算の整理を行ったものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は7,802万円余の純利益が見込まれ、今年度末の資金残高は5,512万余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入・支出、資本的収入・支出の一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、収益的収入・支出、資本的収入・支出の一括質疑に入ります。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 予算書の9ページを御覧いただければと思います。

事業一覧の上段、委託料についてお伺いできればと思います。

貴船四丁目の下水道実施設計業務985万が減額となっております。既に設計中あるいはもうおおむね設計業務が完了しているはずなんですけども、この辺りの説明がなかったもので伺えればと思います。

○議長（古賀ひろ子） 前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼します。

貴船四丁目下水道実施設計業務委託におきまして、985万の減額をさせていただいております。

これにつきましては、こちらの業務を発注いたしましたところ、落札率が50%以下で落札がっております。今回、そちらの業者と内容等の聞き取りを行いながら、また当町の実績等もございましたのでそこを含めた形で聞き取り調査を行いまして、履行ができると判断したところから契約を行っております。

そこで、低価格で落札となりましたその残りました金額につきましては、今回減額補正をさせていただいたところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 収益的収入の6ページに、ここに雑収益というのが2,050万計上されています。今、先ほどその説明があったんですけど、もう少しちょっと詳細に教えていただ

ければと思っていますけど、よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼します。

この維持管理負担金と申しますのが、流域下水道事業におけます維持管理費用、いわゆる汚水浄化や施設の維持管理に係る費用でございますが、この分を構成自治体が負担しているところがございます。

この負担額に対しまして、今回流域下水道のほうから不用となった金額につきまして各町に支払い、いわゆる返還がされるということで、宇美町におきましては2,050万4,000円の返還を受けたところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） この勘定科目として、これは雑収益で上げるものなんですか。雑収益で上げるちゅうことですか。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼します。

この内容につきましては、令和2年度までは流域下水道維持管理負担金について特別利益というふうに計上をしていたところでございますが、令和3年度決算からはその他雑収益で計上というふうに変更したところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） この雑収益となると、やっぱりちょっと違ったものから利益を得ているような感じに取られるから、この勘定項目、これちょっとおかしいんじゃないかなと思ったりしたんですよ。今後ちょっと何か項目変えていただければと思っているんですけど、その辺見解をお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） この件につきまして、当初予算編成時におきましては返還金が生じるかどうかというのが未確定でございまして、今回款項目的には雑収益で3年度決算から上げさせていただいていましたのでこの項目で今回も補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 予算書のページ数でいきますと8ページから9ページになりますね。

障子岳三丁目の下水道築造工事の件で、現時点では下水道の整備が困難なので予算の整理を行い、減額補正というふうになっておりますけれども、結局のところ、この障子岳三丁目の下水工

事というのは今後どうなっていくのか。下水道は、結局築造されないのか、あるいは期間を置いて延期されていくのか、中止なのか。ちょっとその辺の説明を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） こちらの障子岳三丁目地区でございますが、現在工事のほうは実施をして進めているところでございます。

ただし、現地測量とか設計計画を行ったところ、地形的にもう非常に低いところ、下水道の本管が埋設するのが非常に困難な場所、また河川法によりまして下水道管が埋設できない区域というのがございます。そのような区域を今回整備するのが困難な場所というふうに判断をさせていただきまして、下水道整備から外させていただいたところでございます。

それ以外のメインのところに関しては、下水道管を今回埋設して進めているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。収益的収入・支出、資本的収入・支出の一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第51号

○議長（古賀ひろ子） 日程第10、議案第51号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光） 失礼いたします。

それでは、議案第51号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第8号）の説明をさせていただきます。

予算書につきましてはタブレットを見ていただき、また12月議会議案資料綴一般会計補正予算（第8号）事業一覧表につきましては別途配付させていただいておりますので、補正予算の事業内容を記載しておりますので御参照ください。

それでは、予算書3ページをお願いいたします。

令和4年度宇美町一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出それぞれ3億1,725万円を追加し、予算総額を144億4,000万5,000円とするものです。

また、第2条で繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を併せて提案をしております。

本補正の主な内容は、宇美小学校施設整備費をはじめ、障害児施設給付事業費、特定教育・保育施設整備事業費、公園管理・整備事業費、前年度国庫・県支出金返還金などの増額を行う一方、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業費、町立保育園運営経費、就学援助事業費などの減額のほか、令和4年度の決算を見通した人件費の調整、各事務事業費の整理などを行うものです。

なお、各款にわたる人件費の補正及びエネルギーの価格高騰による光熱水費（電気）等につきましては説明を割愛させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

歳出から説明をさせていただきます。

少し飛びますが、予算書34、35ページをお願いいたします。

1款議会費1項議会費1目議会費は、事務局職員人件費の補正となっております。

次の36、37ページをお願いします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、中段の002人事秘書関係経費30万円は、町長の出張が当初予算編成時より増加したため、普通旅費32万5,000円など増額する一方、不用額として私人等災害補償費保険料7万7,000円など減額をしています。

003福利厚生・職員研修費10万4,000円の減額は、契約額や負担金額の確定により執行残を減額をするものです。

38、39ページをお願いします。

005庁内共回事務関係経費69万2,000円は、不足が見込まれるコピー機使用料を70万8,000円増額する一方で、不用額としてケーブルテレビ使用料など減額をしています。

2目文書広報費、広報広聴事業費34万7,000円は、広報うみにおいて特集掲載等により不足が見込まれる印刷製本費を増額しています。

5目財産管理費、001庁舎維持管理費887万8,000円は、庁舎空調改修工事にて活用を予定している補助事業の変更に伴い、次年度以降に予定する空調設備更新の前倒しを検討し、対象範囲を行うための経費として空調機器取替工事請負費（単独）748万円の増額など。

004公有財産管理費148万9,000円は、現在保有する町有地笹草原地内と苔牟田地内の地下埋設物の含有掘削調査を行うため、町有地整備工事請負費（単独）154万円など計上をしています。

005JR宇美駅前広場運営経費10万6,000円は、地域交通拠点施設の整備運営に必要な経費として光熱水費（電気）6万円。40、41ページをお願いします。光熱水費（水道）1万3,000円、防犯カメラを移設するため、修繕料3万3,000円計上をしています。

6目企画費、総合計画策定事業費5万8,000円は、総合計画審議会の開催を2回追加するため、総合計画審議会委員報酬を増額しています。

7目電子計算費、001情報システム管理費5万8,000円は、タブレット端末の導入等に伴い、ウェブ会議有償ライセンスを追加するため、システム利用料を計上しています。

002情報システム共同化事業費83万6,000円は、地方単独のソフト事業の決算情報を令和4年度決算額に関する調査から調査対象項目が大幅に増加することに伴い、電算システム改修業務委託料（単独）を計上しています。

11目防犯対策費、防犯対策事業費407万8,000円は、町内防犯灯のLED化を進めるため修繕料331万円など増額しています。

15目施設管理費、公共施設等総合管理費7万円は、公共施設再配置計画改定に伴う再配置計画策定検討委員会委員謝礼金4万6,000円、利用団体ヒアリングに伴う通信運搬費（郵便料）2万2,000円など計上をしています。

18目地域交通費、001地域交通環境整備事業費134万3,000円は、地域交通拠点施設の整備に伴い、物価高騰の影響で各種資材が値上がりしているため、地域交通拠点施設整備工事請負費（補助）を増額しています。

002オンデマンドバス運行事業費250万4,000円は、42、43ページをお願いします。オンデマンドバス運行支援業務委託料は、令和5年2月から運行するオンデマンドバスの一との導入に係る契約内容が確定したことに伴い、ライン機能追加など148万4,000円増額。オンデマンドバス運行負担金は、ハピネス号からの移行期間である令和5年2月から3月までの2か月間は1乗車当たり100円減額するなど運賃収入が下回ることから、96万円増額しています。

2項徴税费1目税務総務費、002税務事務関係経費152万7,000円は、各種負担金の額が確定したことによる増減額補正を行い、44、45ページをお願いします。過誤納税金還付

金・還付加算金152万3,000円の増額は、法人町民税の予定納税に対する還付金や個人町民税の修正申告に伴う還付金によるものです。

2目賦課徴収費、001町民税賦課経費1万2,000円の減額は、執行残により電算関係業務委託料を減額しています。

002固定資産税賦課経費20万1,000円の減額は、契約額の確定により、印刷製本費3万4,000円、固定資産土地鑑定評価業務委託料16万7,000円を減額しています。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、004個人番号カード交付事務費49万3,000円の減額は、46、47ページをお願いします。マイナンバーカード申請者に通知する交付通知書等を印刷するための消耗品費24万2,000円の増額、マイナンバーカードを本人限定郵便にて送付する申請が下回っているため、通信運搬費（郵便料）を200万円減額をしています。

4項選挙費4目県知事・県議会議員選挙費、県知事・県議会議員選挙管理執行経費39万6,000円の減額は、債務負担行為を設定し、令和5年度予算としてまとめて計上するため、選挙ポスター掲示板設置等業務委託料を減額しています。

6目参議院議員通常選挙費、参議院議員選挙管理執行経費は、執行された選挙経費の不用額を減額整理するものです。それが、48、49ページまで続きます。

50、51ページをお願いします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、003民生委員・児童委員支援事業費8万3,000円の減額は、コロナ禍により研修ができなかったため、自動車借上料の減額。

006国民年金事務経費は、不用額により費用弁償を1万2,000円減額、不足が見込まれる通信運搬費（郵便料）を1万2,000円増額しています。

007社会福祉関係経費、宇美公園忠霊塔の昇降が安全にできるよう、階段手摺取付工事請負費（単独）27万7,000円を計上しています。

009住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業費2,002万2,000円の減額は、本年度6月補正3号で新たに対象となった令和4年度住民税非課税世帯等に対し支給を行うため、増額し、実施しましたが、支給世帯が確定したため、不用額を減額するものです。

4目障害者福祉費、001障害者福祉事業費26万1,000円は、配食サービスの利用者が増加したため、配食サービス業務委託料を26万1,000円増額しています。

002障害児施設給付事業費5,860万3,000円は、52、53ページをお願いします。児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者数の増加に伴い、障害児施設給付費を5,512万9,000円増額しています。また、前年度国庫・県支出金返還金を計347万4,000円計上しています。

003 障害者自立支援給付事業費 8 万 7,000 円は、障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い、審査支払手数料を増額。

004 障害者医療給付事業費は、過年度国庫・県支出金返還金を計 9,000 円。

005 障害者地域生活支援給付事業費は、前年度国庫・県支出金返還金を 156 万 9,000 円計上しています。

5 目高齢者福祉費、高齢者福祉事業費は、執行残により宇美町シニアクラブ連合会補助金を 1 万 7,000 円、宇美町単位シニアクラブ補助金を 4 万 1,000 円、敬老祝金を 31 万円減額をしております。

6 目高齢者福祉施設費、老人福祉センター運営経費 64 万 9,000 円は、冷温循環ポンプ取替え等により修繕料を増額しています。

54、55 ページをお願いします。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費、002 子ども医療支援経費 1,251 万 6,000 円は、令和 3 年度に比べ受診件数等が増加しているため、審査支払手数料を 43 万 3,000 円、子ども医療費を 1,207 万円増額しています。

009 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費 628 万 6,000 円は、前年度国庫支出金返還金を 975 万 1,000 円など増額する一方で、電算システム改修業務委託料（補助）189 万 2,000 円、給付金事務員派遣業務委託料 176 万 3,000 円など不用額の整理を行っています。

010 地域子ども・子育て支援事業費は、前年度国庫支出金返還金を 389 万 8,000 円計上しています。

3 目ひとり親家庭等医療費、ひとり親家庭等医療支援経費 801 万 9,000 円は、56、57 ページをお願いします。令和 3 年度に比べ受診件数等が増加しているため、審査支払手数料を 5 万 8,000 円、ひとり親家庭等医療費を 795 万 9,000 円増額しています。

4 目子育て支援事業費、001 放課後児童健全育成事業費 52 万 2,000 円は、さくらんぼ第 2 クラブのトイレ便器更新のため修繕料 16 万 3,000 円の増額、空調修繕工事の執行残により放課後児童クラブ整備工事請負費（補助）13 万円の減額、また前年度県支出金返還金を 48 万 9,000 円計上しています。

5 目保育園費、001 町立保育園運営経費 1,023 万 3,000 円の減額は、入所児童数、職員数の減及び執行残等に伴い減額整理する一方で、58、59 ページをお願いします。修繕料 50 万円枠出し計上をしています。

002 特定教育・保育施設運営経費 332 万 9,000 円は、前年度国庫・県支出金返還金を計上しています。

004 特定教育・保育施設整備事業費 6,720万9,000円は、令和2年4月に民営化した貴船保育園の園舎建替えに係る経費を補助するため、保育所等整備事業費補助金を計上をしています。

006 届出保育施設等事業費 45万8,000円は、前年度国庫・県支出金返還金を計上しています。

6目児童福祉施設費、001 こども療育センター運営経費 38万3,000円は、個別療育利用者の増加に伴い、個別療育専門士謝礼金 29万円など増額しています。

003 こども教育総合支援センター管理費 185万3,000円は、光熱費の増額、60、61ページをお願いします。不足が見込まれる修繕料 91万3,000円増額しています。

62、63ページをお願いします。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、002 母子衛生事業費 183万3,000円は、妊婦健診の検査項目が追加により単価改定されたため、妊婦健診業務委託料を 138万7,000円、前年度県支出金返還金を 42万8,000円計上をしています。

003 保健衛生事業費 25万1,000円は、うみハピネス内トレーニングルーム機器消毒液の購入として消耗品費 4万5,000円、ランニングマシン 1台分の修繕料 13万円の増額、委託料は集団健診受診者数の見込みが確定したため、それぞれ増減額しています。64、65ページをお願いします。保健衛生備品購入費は、明治安田生命「地元の元気プロジェクト」の寄附金を充当し、公共施設等に血圧計を設置するため 45万4,000円計上をしています。

006 保健衛生関係経費 373万8,000円の減額は、国民健康保険特別会計補正（第2号）において生活習慣病発症予防等対策について国保特定健診対象者を重点的に対策するため、特別会計に組み替えたため、減額補正を行うものです。

3目予防費、002 感染症予防事業費 4万7,000円は、集団健診受診者数の見込みが確定したため、結核健康診断業務委託料を増額するものです。

003 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 371万円は、臨時接種期間が令和5年3月31日まで6か月延長となり、オミクロン株対応ワクチン接種及び乳幼児接種実施に係る接種券印刷等業務委託料を 257万7,000円、健康管理システム改修のため電算関係業務委託料 113万3,000円計上しています。この事業は、国の100%補助となっています。

2項清掃費、66、67ページをお願いします。3目塵芥処理費、001 ごみ処理事業費 269万9,000円の減額は、ごみ収集運搬業務委託料の契約確定により減額するものです。

002 最終処分場運営経費 196万2,000円は、町内の剪定樹木等の搬入が増加しているため剪定樹木等資源化業務委託料 170万円、覆土作業業務委託料の不足が見込まれるため 32万6,000円増額しています。公用車リース料は、契約額確定により 20万円減額をして

います。

68、69ページをお願いします。

5款労働費2項労働諸費2目働く婦人の家施設費、働く婦人の家運営経費171万9,000円は、燃料価格の高騰や活動再開による使用量増等により、電気料金が当初の想定を大きく上回っているため、働く婦人の家指定管理料を増額しています。

70、71ページをお願いします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業振興事業費23万9,000円は、不足が見込まれる宇美町猪被害防止対策補助金24万7,000円の増額、補助金額確定により宇美町経営所得安定対策推進事業補助金8,000円減額しています。

2項林業費2目林業振興費、森林機能保全事業費104万7,000円は、町と森林所有者が協定を締結し荒廃した森林を整備するもので、荒廃森林整備事業料の増加等に伴い、消耗品費12万円、荒廃森林調査業務委託料18万4,000円、荒廃森林整備工事請負費（単独）58万7,000円など増額しています。この事業は、県の100%補助となっています。

72、73ページをお願いします。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費、002道路橋りょう関係経費は、負担金額確定により、九州国道協会負担金を1万5,000円、福岡県道路協会負担金を4万9,000円減額しています。

2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持管理費488万7,000円は、執行額確定により草刈業務委託料を12万2,000円減額、道路等維持補修業務委託料はコロナ禍により自治会等によるラブアースが未実施や台風等の災害対策による作業量が増加し、397万5,000円増額しています。道路維持補修工事請負費（単独）は、井野山の登山者が急増していますが、登山口が分かりにくいいため、井野山登山口周辺の信号機4か所の名称変更に伴い、名板変更工事を実施するため103万4,000円増額しており、県宿泊税交付金を活用いたします。

74、75ページをお願いします。

3項河川費1目河川総務費、河川管理費は、負担金額確定により福岡県砂防協会負担金を5万3,000円、多々良川水系促進協議会負担金を15万円減額しています。

5項都市計画費5目公園費、公園管理・整備事業費1,615万6,000円は、辻荒木ほか2自治会から宇美二丁目地内にある町有地を広場として一時利用したい旨の要望があり、さらに、都市計画道路となる平成地区広場の代替地としても活用でき、地域の子どもの遊び場など整備を行うため、公園整備工事請負費（単独）1,549万3,000円の計上をしています。

6項住宅費1目住宅管理費、76、77ページをお願いします。町営住宅維持管理費62万円は、原田中央区町営住宅の空き室修繕料として84万2,000円、執行残整理のため給排水衛

生設備整備工事請負費（単独）34万6,000円を減額をしています。

78、79ページをお願いします。

9款消防費1項消防費2目非常備消防費、消防団活動支援事業費92万7,000円は、消防団員が新型コロナウイルス感染症と診断され、7日以上入院等に対し、その療養期間に応じて給付される消防団員福祉共済費90万円の増額、負担金額確定により福岡県消防協会消防団福祉共済掛金負担金を7万8,000円、宇美町消防団運営交付金を9万5,000円減額しています。

3目消防施設費、消防施設管理費53万9,000円は、障子岳本村集会所地内防火水槽修繕や、第1分団詰所内照明取替修繕のため修繕料を計上しています。

4目防災対策費、防災対策事業費2万7,000円の減額は、防災備蓄倉庫セキュリティ業務委託料の執行残を減額しています。

80、81ページをお願いします。

10款教育費1項教育総務費3目教育支援事業費、001学校教育推進事業費635万2,000円の減額は、契約額の確定によりICT支援員派遣業務委託料を158万4,000円の減額、学校教育情報システムリース料541万3,000円の減額は、利用開始を9月からとじていましたが、10月利用開始となったため1か月分の利用料の減額、それに伴い、学校図書室システム使用料が別途必要となり、1か月分として29万7,000円計上しています。

004保健・安全対策事業費は、執行残等の減額整理をしています。

82、83ページをお願いします。

005就学援助事業費1,591万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症支援対策として実施した小中学校給食費等負担軽減事業に伴い、就学援助費の2学期分の給食費を町が負担したため、該当する期間の小中学校就学援助費を1,138万2,000円、中学校就学援助費を453万6,000円減額しています。

2項小学校費1目学校管理費は、各小学校において不足が見込まれる光熱水費及び修繕料の増額などをしてしていますが、003宇美東小学校管理費の高木伐採業務委託料49万5,000円は、樹木はかなり大きくなり、倒木の危険があるため計上をしています。

004原田小学校管理費、84、85ページをお願いします。学校整備工事請負費（単独）95万7,000円は、職員用更衣室の雨漏りにより屋根防水工事を行うものです。

2目教育振興費は、不足が見込まれる通信運搬費（電話料）を増額しています。

4目施設整備費、小学校施設整備費237万3,000円は、現在、学校現場のWi-Fi環境は、児童生徒が一斉にインターネットにアクセスするとラグが生じる状況であるため、その不具合を防ぐため、インターネット回線方式変更業務委託料を237万3,000円計上しています。

86、87ページをお願いします。

002字美小学校施設整備費1億4,143万円は、宇美小学校体育館大規模改修工事を実施するため、工事監理業務委託料（補助）を319万円、体育施設整備工事請負費（補助）1億3,824万円計上しています。

3項中学校費1目学校管理費は、各中学校において不足が見込まれる光熱水費及び修繕料の増額を載せていますが、002字美中学校管理費の中学校部活動備品購入費47万9,000円は、雨漏りが発生している男子テニスコート内倉庫購入費用として計上しています。003字美東中学校管理費の学校整備工事請負費（単独）38万5,000円は、音楽準備室雨漏り対応のため計上をしています。

005学校管理関係経費の88、89ページをお願いします。消耗品費（コロナ対策費）7万8,000円、保健衛生備品購入費17万4,000円は、宇美町商工会青年部からの寄附金を活用し、コロナ感染症対策を徹底するために必要な消耗品費及び備品を購入するものです。

4目施設整備費、中学校施設整備費96万3,000円は、小学校施設整備費と同じくインターネットの不具合を解消するため、インターネット回線方式変更業務委託料を計上しています。

5項幼稚園費1目幼稚園費、施設等利用給付費151万3,000円は、前年度国庫・県支出金返還金を計上をしています。

6項社会教育費1目社会教育総務費、90、91ページをお願いします。006二十歳のつどい事業費11万6,000円は、令和5年の式典から「二十歳のつどい」と名称を変更したため、看板作成費用として消耗品費を6万6,000円、修繕料を5万円計上しています。

92、93ページをお願いいたします。6目社会教育施設費、地域交流センター管理費91万2,000円の減額は、空調機チラーユニット修繕など120万円増額する一方、中央監視装置更新工事請負費（単独）の執行残211万2,000円減額するものです。

7項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育関係経費10万6,000円は、スポーツ推進委員が2名増員となったため、スポーツ推進委員報酬を増額するものです。

2目体育施設費、006体育施設関係経費50万7,000円は、相撲場上屋等建築に係るガバメントクラウドファンディングを実施するため、消耗品費10万4,000円増額、町立弓道場の防矢ネット修繕のため修繕料（施設・整備）16万5,000円など増額をしています。

3目学校給食費、002小学校給食運営費120万円は、各小学校の修繕料（施設・設備）を50万円減額する一方、不足が見込まれる修繕料、その他物品を170万円増額しています。

96、97ページをお願いします。

12款公債費1項公債費では、本年度の支払い額確定により、1目元金を92万7,000円増額、2目利子を341万8,000円減額しています。歳出は以上です。

続きまして、歳入の説明させていただきます。戻りまして、18、19ページをお願いします。

1款町税は、調定額の見直し等により、1項町民税を、18ページの右上となりますが、5,142万円増額、2項固定資産税を3,130万円増額、3項軽自動車税を524万円増額、5項旧法による税を66万円減額しています。

次の、20、21ページをお願いします。

12款分担金及び負担金2項負担金4目衛生費負担金は、決算見込みにより集団検診個人負担金など増減額補正を行っています。

7目教育費負担金、教育事務委託金は、決算見込みにより3万8,000円減額をしています。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金3節障害者福祉費負担金は、歳出の増に伴い、施設給付費負担金を2,756万4,000円、前年度自立支援給付費負担金を332万4,000円増額をしています。

7節臨時特別給付金負担金、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金負担金（ひとり親以外）は決算見込みにより346万5,000円減額、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、歳出の減により2,002万2,000円減額しています。

22、23ページをお願いします。

2項国庫補助金2目総務費国庫補助金2節戸籍住民基本台帳費補助金は、歳出の減により個人番号カード関連事務費補助金560万3,000円減額、3目民生費国庫補助金3節地域子ども・子育て支援事業費補助金、放課後児童健全育成事業費補助金は、額の確定により14万2,000円の減額、賃金ベースアップに伴う保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金142万8,000円を計上しています。

5節児童福祉施設費補助金は、貴船保育園の園舎建て替えに対する保育所等整備交付金4,480万6,000円を計上しており、国の2分の1補助となっています。

4目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金は、ワクチン接種体制確保に伴う必要経費に対する補助金として371万円増額しており、国からの10分の10の補助となっています。

9目教育費国庫補助金1節教育振興費補助金は、小中学校給食費等負担軽減事業に伴う歳出の減により、要保護児童生徒及び特別支援教育就学援助費補助金108万9,000円減額をしています。

2節学校施設環境改善交付金4,018万9,000円は、宇美小学校体育館大規模改修事業に伴う交付金です。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金3節障害者福祉費負担金は、歳出の増に伴い、施設給付費負担金を1,378万2,000円増額、前年度自立支援給付費負担金を166万

2,000円計上しています。

24、25ページをお願いします。

2項県補助金3目民生費県補助金3節重度障がい者医療費支給事業費補助金は、補助金の精算分として、前年度医療費補助金158万8,000円計上しています。

5節子ども医療費支給事業費補助金、6節ひとり親家庭等医療費支給事業費補助金は、歳出の増に伴い、事務費補助金、医療費補助金の増額と、前年度医療費補助金を計上しています。

5目農林水産業費県補助金も、歳出の増に伴い、荒廃森林整備事業交付金を104万7,000円増額しており、県の100%補助となっています。

6目商工費県補助金、観光費補助金は、交付金決定により県宿泊税交付金を50万円増額しています。

26、27ページをお願いします。

3項委託金1目総務費委託金5節選挙費委託金は、歳出の減により、県知事・県議会議員選挙費委託金を39万6,000円、参議院議員選挙費委託金を636万8,000円減額をしています。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入、土地建物貸付収入は、町有地貸付収入を315万3,000円増額しています。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、町有地売払収入は、土地売払収入の増により208万9,000円増額しています。

17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金が52万円、2目指定寄附金、教育費寄附金は28万4,000円、5節衛生費寄附金を40万9,000円計上しています。

28、29ページをお願いします。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金2,836万6,000円の増額は、本補正予算の財源とするため繰入れを行うものです。

20款諸収入7項雑入6目納付金は、歳出の減により、日本スポーツ振興センター個人負担金を4万3,000円減額、7目給食事業収入、保育園給食費も歳出の減により、町立保育園職員給食費個人負担金を105万円減額をしています。

8目雑入、総務管理雑入は、職員駐車場個人負担金など110万5,000円増額、4節財産管理雑入は庁舎空調機器取替工事に伴う補助事業の変更により、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を1,000万円減額し、先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金を448万3,000円計上しています。

13節後期高齢者医療雑入は、過年度後期高齢者医療事務費負担金返還金を89万4,000円、過年度後期高齢者医療療養給付費負担金返還金を617万5,000円を計上しています。

25節消防雑入は、歳出で計上しています消防団員福祉共済金を90万円計上しています。

21款町債1項町債8目教育債は、宇美小学校体育館改修事業に伴う設計業務等委託料について、1節の学校教育施設等整備事業債について770万円計上していましたが、起債充当率及び交付税措置の良い、4節の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の対象となり、工事費も含め7,910万円に組み替えるものです。

また、中央公民館トイレ改修事業につきましても、公共施設等適正管理推進事業債で3,810万円を計上していましたが、起債充当率及び交付税措置の良い、7節緊急防災・減災事業債の対象となりましたので、中央公民館トイレ改修事業3,810万円、7節緊急防災・減災事業債、住民福祉センタートイレ改修事業2,260万円減額し、改めて中央公民館・住民福祉センタートイレ改修事業6,500万円に組み替えるものです。

戻りまして、8、9ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正は、追加2件の提案を行うもので、1件目は2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名が戸籍住民基本台帳管理費で金額を556万円と定めるもの、2件目は、10款教育費2項小学校費、事業名が宇美小学校体育館改修事業で、金額を1億4,143万円と定めるものです。

右横の9ページになりますが、第3表債務負担行為補正は、追加12件の提案を行うもので、1件目は、宇美町役場総務課事務等業務、期間を令和4年から令和5年度まで限度額を684万5,000円とするもの。

2件目は、宇美町ホームページトップページ刷新対応業務、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を226万6,000円とするもの。

3件目はタブレット端末賃貸借、期間を令和4年度から令和9年度まで、限度額を471万円とするもの。

4件目は、宇美町公共施設再配置計画改定業務、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を1,316万7,000円とするもの。

5件目は、宇美町働く婦人の家指定管理、期間を令和4年度から令和7年度まで、限度額を6,552万円とするもの。

6件目は、証明書発行窓口等業務及び収納業務、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を3,200万円とするもの。

7件目は、県知事・県議会議員選挙、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を790万2,000円とするもの。

8件目は、健康診査受付等業務、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を318万円とするもの。

9件目は、健康診査業務、期間を令和4年度から令和7年度まで、限度額を9,864万6,000円とするもの。

10件目は、地域包括支援センター運営業務、期間を令和4年度から令和7年度まで、限度額を1億200万円とするもの。

11件目は、保育所等整備事業、期間を令和5年度、限度額を1億1,642万3,000円とするもの。

12件目は、宇美町立小中学校外国語指導助手派遣業務、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を1,485万円と定めるものです。

次の10ページをお願いします。第4表地方債補正は、1変更4件の提案をするもので、いずれも限度額を変更するものです。学校教育施設等整備事業債770万円を0円に、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債0円を7,910万円に、公共施設等適正管理推進事業債8,090万円を4,280万円に、緊急防災・減災事業債2,740万円を6,980万円に変更するものです。

最後になりますが、予算書の後ろのほうになりますが、98、99ページから101ページに今回の補正に係る給与費明細書を、102、103ページには、先ほど説明いたしました債務負担行為の追加分に関する調書を、104ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） ただいまより14時20分まで休憩に入ります。

14時06分休憩

.....

14時20分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜こちらのほうで指示いたし、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

それでは、歳出1款議会費から2款総務費まで。34ページから49まで質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 予算書の31ページ、事業一覧は4ページです。地下埋設物の存在確認のために掘削をやると。これ一度総務委員会か何かで質問したと思うんですけど、ちょっと再度確認しときます。

この掘削に当たって、不法投棄によるものではない、また、有害物質が埋設されていない、こういった埋設物のために掘削をするのではないということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久） 失礼いたします。予算書につきましては39ページです。事業一覧4ページになろうかと思えます。4ページの上段の事業一覧のところにも詳細は載せているところでは。

対象としては、笹草原用地、そして苔牟田用地の①と②ということで、合計3つの土地に関して地下埋設物の調査を行うということにしております。

産業廃棄物が埋まっているかいないかという点については、分からないということでございます。したがって、こうやって試験掘削を行いまして、実際に埋まっているか否かというのを確認しておきたいということで、この予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） 同じく予算書39ページから41ページ、事業一覧の4ページの下段になりますが、JR宇美駅の既設の防犯カメラを施設内に移設とのことですが、移設の理由と移設することによってどういうメリットが生じるのか、また、移設場所の詳細を教えてくださいたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 太田まちづくり課長。

○まちづくり課長（太田一男） 失礼いたします。現在、宇美駅のバス停付近の支柱に設置している防犯カメラ、これ1台の移設になるわけでございます。このすぐ横に整備を予定しております地域交通拠点施設、待合スペースの壁がそこにできますので、このカメラの視界が遮られるということになります。よって、これを待合スペースの施設内に移設しまして、施設内の防犯対策を実施するとともに、防犯カメラの有効活用を行うというものでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 予算書の41ページで、資料のほうは6ページの一番上になりますが、地域交通拠点施設整備工事請負費で質問させていただきます。

今、防犯カメラの移設の件でもちょっと今質問があったんですが、今回、補正予算を組まれています、世界的に物価高騰の影響でということですが、来年度からオンデマンドバスが運行ということになるんですが、今からこの施設に関しての整備はばたばたの整備になると思う

んです。それで、その辺の工程。今から入札して業者の選定をすると思いますが、資材の高騰や入手が意外と最近やっぱり悪いんで、その辺の懸念とそれと人員不足、建設業界は人員が本当に不足していますんで、そして、年度末に向けて大変な時期になってきます。担当課としては、その辺どのように考えていますか。

○議長（古賀ひろ子） 太田まちづくり課長。

○まちづくり課長（太田一男） まず、工程でございますけども、現在、年内の契約締結に向けまして契約事務を進めているところでございます。工期的には、最終工期日を3月の27日に予定をしております。ただ、令和5年2月からオンデマンドバスが試験運行という形になりますんで、1日でも早く竣工するように工事業者のほうと協議を進めてまいりたいと思います。

また、併せまして、適正に施工できるように人員であるとか、物資の関係、これにつきましても工事業者のほうと打合せをさせていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ページ数は39から41ページになります。JR駅前広場の運営関係経費に関連してお尋ねしたいと思います。

先日、宇美町との共働事業、これで開催されたつくりばつくるば、開催されました。大変すばらしい事業で、駅前広場の活性化、また中心市街地の活性化、こういったことも含めて新たな方向性が見えてきたんじゃないかなと、こう感じております。

その中で、多数の飲食店の方々にも出席していただきましたけれども、電力が足りないという声が多数上がっておりました。フライヤーが使えないとか、ホットプレートが使えないとか、本当にいろいろな声が聞こえたんですけど、またこうした事業をやっていただけるよう改修も行っていくべきだなと思います。

そういった声が聞こえたときに、あれ、ここはもう電力が使えるように改修は終わっているはずなんですけども、そういった足りないという声が聞こえたので、どのようにしているのか回答していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○まちづくり課長（太田一男） 駅前広場の電気の増設工事につきましては、かねてより事業を実施するときには事業者のほうから増設していただきたいという御要望がございましたので、今年度予算を組んでおりまして、現在、増設に向けて工事を進めているところでございます。

竣工を12月の28日に予定をしております、もうほぼほぼ完成をしているわけでございますけども、実際のところ、電気の増設をあの場合で5か所ほど増設する予定にしております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。11番、藤木議員。

○議員（11番 藤木 泰） 41ページの10節の需用費で修繕料331万円組んでありますが、

LED化をするというようなことで説明があったと思いますが、この金額で何か所ぐらいの工事ができるのかということと、もう1つは、施工予定の場所が決まっていれば、ちょっとその辺の説明もお願いしたいと思いますが。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） お答えをさせていただきます。防犯灯の件だろうと思われれます。LED化をただいま進めておりまして、令和3年度から実績を申し上げますと、令和3年の3月末でLED化率が39.8%でございました。令和4年3月につきましては54.1、それから令和4年の10月末、ちょっとこの予算を編成する段階での締切りになりますけども、60.5ということで、おおむね十二、三%ほど年々改修ができております。

ここで331万円というのは、基本的には街路灯が切れている、ナトリウムランプが切れているのでLED化を進めていっているというところになりますので、今までの実績を見ていきますと、4月から10月までで309基を替えておりますので、残り200基程度いければというところで考えております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。次に、3款民生費から4款衛生費まで。50ページから67ページまで、質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 予算書の51ページ、事業一覧は7ページの上段です。宇美公園の忠霊塔の階段に手すりを設置するというを計上されています。私のおじさんもあそこに今眠っているわけです。設置する工事期間がいつからいつまでかということと、宇美公園は散歩をされる方、またウォーキングをされる方が非常に多いんですけど、工事の周知をどのような形でされるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 宇美公園の忠霊塔に12段ほど階段がございしますが、その中心部に手すりを設置する予定にしております。

工事の期間につきましては、5日間程度を予定しております。

散歩、ウォーキング等をされる方が多いということでございますので、周辺にはバリケードを設置いたしまして、危険のないようにしていきたいと思っております。告知につきましても、工事の期間が決定いたしましたら、現場とホームページ等で周知して安全に配慮して進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） それでは、予算書の55ページ、事業一覧の8ページの下段です。

令和3年度に比べ受診件数が増加しているけども、これ大きな要因として何があるのかをちょっとお答えいただければと思います。

○議長（古賀ひろ子） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） 子ども医療費の関係だと思いますが、令和3年度の受診量の増加というのは、令和2年度はコロナ禍の影響で受診控えがかなりあったと、その反動で増えているんじゃないかなろうかというふうに判断しております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 予算書のページ数でいくと51ページになります。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給事業費についてお尋ねいたします。

令和3年度の給付対象見込み世帯が4,758世帯でしたということで、それに対して支給確定世帯数が4,413世帯ということで、開きが345あるようですが、この差というのは、何でこういう数字が出たのかということについて、この経過について説明を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） こちらのほうは令和3年度の予算で繰越明許予算を設定しまして実施しておりますけれど、当初、令和3年度の非課税世帯が3,679世帯というところで、確認書を発送しましたけれど、そのほか未申告者、また家計急変世帯等を見込みまして、家計急変世帯等は、まだその時点ではあくまでも見込みというか予測がつきませんでしたので、予算としては4,758世帯分を計上をいたしました。

その結果、非課税世帯の中においても、別居されている家族の方で扶養されていたりとかそういうことがあって、新たに確定申告して対象外になった方という方もいらっしゃいますので、申告をして対象外になった方等もいらっしゃいましたので、結果的には4,427世帯に送付したというふうになっております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ページ数は53ページになります。高齢者福祉事業費で、負担金、補助及び交付金、これは宇美町シニアクラブ連合会の補助金が1万7,000円と単位シニアクラブの補助金が4万1,000円減っています。これに関して、私、非常に懸念していることがあります。

今から言いますけれども、宇美町シニアクラブ連合会の加盟団体数が激減していると、こういう話を聞いています。まずは宇美町シニアクラブ連合会の実態、これをお聞きしても大丈夫ですか。説明できますか。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 現在、宇美町シニアクラブ連合会に加入しているクラブとしまして

は、12クラブとなっております。当初予算では13クラブということで計上しておりましたけれど、結果としては12クラブ。人数としましては417人、当初計上しておりましたけれど、388人ということで、こちらのほう、やはり右肩下がりというか、クラブ数につきましても、会員数につきましても減少傾向が続いております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） この加盟団体数の減少というのは、私、非常に危惧しております。本当だったら48団体ぐらいあってもおかしくないと思いますけど、そのうちたったの12クラブということですよ。

団体の運営に関して、町がいろいろ口出しするというのは差し控えたほうがよいのかもしれませんが、やはり支援はしっかり行うべきではないかなと思っております。特に急激な高齢化が進みます宇美町にとって、シニアクラブ連合会とか、あるいは単位シニアクラブ、もう不可欠な団体じゃないかなと思っております。

活気あふれるシニア——あとですね、例えば、後期高齢者の医療費がほぼ全国で一番高いような町で、こういったところにアプローチしていかないと、どうやって高齢者の医療費削減できるのか、そういったところも非常に気になるわけなんですけれども。

活気あふれるシニアクラブ連合会や単位シニアクラブを取り戻すために、町がやれることというのはどんなことができるかとお考えですか。補助金を減額するだけが仕事じゃないと思っておりますけれども、執行部の見解をぜひ求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） シニアクラブの連合会の会長をはじめ役員の方からも、会員数の減少についてはやはり懸念をされていて、相談を受けることもございます。なかなか頑張っただけで勧誘とかされているようですが、増加には結びついていないというところがございます。

町としまして、そういったシニアクラブの連合会の方の相談に乗るとともに、様々な高齢者と会う機会がございます。例えば、社協に委託している高齢者の訪問事業等がございます。そちらにおいても、やはり社協に委託している高齢者の訪問事業については、どこにも把握されていないというか、元気な方もいらっしゃるんですけど、民生委員さんも把握していない、どこかに所属もされていないというような方もいらっしゃいますので、やはりそういった訪問の中でシニアクラブのPR等も行っていきたいと思っております。

また、介護予防事業の中で職員も入っておりますので、その日その日のメニューをこなすだけではなく、そこでシニアクラブのPRの時間帯を設けたりとか、あと、活動内容を紹介したりとか、そういったところで会員数の増加に協力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 減少するから、何か指をくわえてそれを見ているだけというような気がしております。ぜひ後期高齢者医療費の削減、そういったことも、こういったところからこつこつとやっていかなくちやいけないと。やっぱりプロジェクトチームあたりをしっかりとつくっていただいて、横の連携、孤立化を防ぐというところもしっかりやっていく。その典型が老人クラブの減少、宇美町が何も手を施していないというように、もう如実に現れていると思いますので、これからまたしっかり取り組んでいただけたらなと思っております。

もう1点なんですけれども、ページ数が66ページ。66ページの最終処分場の運営費、剪定樹木等資源化業務委託料で170万円増額補正がなされております。

これに関して、私も最終処分場の横を通るたびに、今年は雑木やら剪定枝やらが非常にうずたかく積まれているなど、これ処分できるのかなと非常に気にしていたところなんですけれども、こうした剪定枝等が増えた要因というのは何があるのか。コロナ禍でラブアースがずっとできなくて、やっとラブアースが実現できたというそういったので集積量が一気に増加したなら話は分かりますけれども、この増加した要因というのをどのように捉えてありますか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境農林課長。

○環境農林課長（久我政克） 今回のこの170万円の増額の要因でございますけれども、まず、当初に梅雨明けが延びたことで、今年はかなり雨が降っております。その後、草木等の繁茂が増えまして、現実的に自治体を含めまして公共事業も含め、草木の搬入量が見込みよりも増えたということと、あと、ラブアースでいいですか、地域活動での各自治会での清掃活動による草木の搬入が増えたということで、当初見込んでおりました搬入量よりも、かなり増えてきておるということで、今回、170万円の増額補正をさせていただいております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 予算書の65ページで、資料は事業一覧が10ページの一番下になりますが、保健衛生備品購入費について質問いたします。

私も毎朝毎晩、血圧を測るんですが、病院に行ったときも宇美町は高血圧症ゼロの町と書いてありますんで、いい取組じゃないかなと思っております。

明治安田生命さんの寄附金を充当してからということになっておりますが、公共施設に血圧計を設置するためということで、どこの施設に総数何台ぐらい設置するのか教えてください。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 血圧計を設置する目的としては、皆さん、自分の血圧の値を測って知ってほしいという目的でございますけれど、どこに設置するかというのはまだはっきり確定はしておりませんが、宇美町役場をはじめとして各小学校区のコミュニティに1台ずつ設置できれ

ばいいなというふうに思っております。設置決定につきましては、施設の担当課等と協議しながら決めていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） この予算、今計上してありますけども、この予算で大体何台ぐらい確保できるんですか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 予算計上としましては4台分でございます。既に前に設置していた分で、コロナ禍でちょっと撤去していた分とかもございまして、予算としては4台分を考えております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。

次に、5款労働費から9款消防費まで。68ページから79ページまで、質疑のある方はどうぞ。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 予算書の71ページ、事業一覧の12ページを御覧いただければと思います。上段の森林機能保全事業について質問をしてみたいです。

10ヘクタールから、今回8ヘクタールプラスになっております。18ヘクタールになっていきます。荒廃した森林を健全な森林に戻すという事業でございしますが、まだまだ荒廃した森林がたくさんあります。この10プラス8ヘクタール、これの選定基準と申しますか根拠、住民からの、農区・林業者からの要望なのか、福岡県からのその辺の根拠、プラス8ヘクタールを選定した根拠についてお伺いをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 都市整備課のほうからお答えをさせていただきます。

まずこの10ヘクタールの根拠ですけれども、基本的に福岡県が割当てという形で当初の段階は割当てをにかけてくるんですけれども、今回18ヘクタールという大きな数字に変わったんですけれども、これはやはり森林の所有者からの同意が必要になってきます。今回の場合は三原地区、神武原地区と炭焼地区をやるんですけれども、過去には障子岳地区もやってきています。

過去にそういった荒廃森林整備事業をやっていないところがまず基本になってきます。そういったところに声をかけていき、地権者の同意が得られたものから順次行っていくというのが原則になっております。

以前までは切捨て間伐で材齢が比較的若いものから間伐をやっていましたけれども、今回の場合は強間伐、かなり材齢が大きくなったものを間伐していくものですから、やはり地権者の同意と

いうのが必要になってきますので、地権者の同意が取れるようなところから間伐を行っていくということになります。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 分かりました。まだまだ荒廃した森林がありますので、整備をしてもらいたい。することによって、来週質問しますが、イノシシ対策にもつながると思いますので、どうぞよろしくお願ひしたい。

2点目が、この整備金額です。御覧のとおり10ヘクタールで1,100万。割り算しますと、1ヘクタール111万ほど。今回、プラス8ヘクタールで60万ですから、暗算で1ヘクタール8万。ちょっと金額の共通性がないんです。8ヘクタールで60万。その辺の違いについて、もし分かればお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） お答えをさせていただきます。まず、資料の12ページでお答えをさせていただきたいというふうに考えています。

面積で、当初10ヘクタールが18ヘクタール、大きく面積的には変わっています。ただ、その下段に、今回、通常であれば切捨て間伐をやっておったんですけども、今回初めて、近隣の地権者の同意が得られて、福岡県と地権者とそれから作業をする森林組合、こちらの同意が取れて、この間伐材を持ち出すことにしています。持ち出すに当たって、その搬路を確保するために今回170メートルの作業路整備というのがございます。当初はここをコンクリート舗装で搬路を造るようにしておったんですけども、コンクリート舗装ではちょっとまずいということで地権者のほうから言われていまして、碎石舗装に変えています。そういったところの単価のやり取り、差引きがございまして、面積は増えたけども金額はそんなに増えていないというのは、作業路が大きく影響しているというふうに思っています。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。

次に、10款教育費から12款公債費まで。80ページから97ページまで、質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） まず81ページになります。委託料のICT支援員派遣業務委託料。この委託料が何と158万4,000円も減額されています。まず、この理由を説明してください。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） これは、執行残ということでマイナスを上げておりますが、契約の

結果、業者が安い金額で出してくれたということがマイナスの大きな要因です。

それから、もう1つは、去年はICT支援、ちょっと業者の都合もありまして、金額がちょっと高めだったんです。そういうこともあって、当初との比較でこういったマイナスの金額が出たということです。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 入札で入札差益といいますか、そういったので安くなったら理由は分からなくもないんですけども、教育現場で教員不足が叫ばれております。学校現場への人的支援、教職員や児童生徒がタブレット、その他の機械の扱いに慣れていない中、私、入札差益が出たら、その分また予算はあるんだから、補充してもいいんじゃないかなというふうに思っております。

果たして、今回の減額が現場の声を反映したものであるのかどうかです。私はまだまだ足りていないと思います。せっかく余ったなら追加で、日数掛けるの1日の賃金当たりを掛けると相当な支援がまたできたんじゃないかなと思っているんですけど、ぜひ、教育委員会としての見解を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。そこまで考えは及ばなかったのかということも含めて回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 金額が余った分についての契約変更ということになるとは思いますが、それについては、うちのほうではすいませんが、やっぱり言われるように協議はしておりません。というのが、年度の初めに契約をして、その計画で学校とも打合せをしてこま数等を全部振り分けておりますので、途中でそれを変更するというのはちょっと考えていなかったということです。

手当を増加するとか、あとは支援員自体を増やすとか、そういったことについては、逐一学校現場とは当然意見を吸い上げておりますので、学校現場のほうからそういった意見が上がってくれば、うちも対応したいと思っておりますし、今のところ現状での支援員で足りているというような話と、あとは、うちの今学校教育課にもICT支援での担当者がいて、これが実は最近もうほぼ毎日どこかの学校に行き指導しているというようなこともありますので、当然、今後必要になってくれば増員等も考えたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひ、せっかく組んでいた予算が減額というか、それはちょっともつたいない気がするんです、やっぱり。まだまだ私は現場には人が足りていないと思いますので、しっかりまた現場の声を聞くと同時に、できる支援はしっかりやっていく、そして学力の向上にしっかり結びつけていくということが何より大切じゃないかなと思っております。

次の質問に行きますけれども、ページ数は87ページです。宇美小学校の施設整備費に関しましてお尋ねしたいと思っております。

この施設整備費、宇美小学校の体育館の大規模改修ということになるんですけれども、宇美小学校は大規模な災害が発生した際の避難場所に指定されています。今回の大規模改修に当たって、そういった災害発生時の避難所として、多分多くの方が避難され、避難された方が快適な避難生活が送れるような配慮というのがなされているのか、これ気になるんです。町の中心部なんです。一番人口が密集しているところの避難所なんです。

私、今年の3月の一般質問で小学校の体育館が避難所になった際、耐え得るようにエアコンの設置を検討してみてもどうかと。エアコンはなかなか難しいかもしれないけれども、空気の循環するような装置、例えば住民福祉センターの体育館のような、やりましたよね。ああいったのができないか提案させていただきました。

今回の予算計上が、そうしたことをきちんと検討した上での計上なのか、それとも全く検討せずに計上しているのか、ぜひ回答してください。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 宇美小体育館の改修工事の件です。

今言われた空調関係については、この宇美小に限らず話題になったときに、ほかのところにも体育館ありますので、うちがそれにできるかどうかという検討は一度しました。ただ、やはり御存じのとおり体育館の空調設備を設置するには、設置するだけでよければいいんですけども、業者的には、やっぱりまずは密閉度を上げてからやらないと、空調設備だけをつけても意味がないとというような回答とかも得ております。

そういうところで、現在のところ、宇美小体育館に限っての検討はしておりませんが、体育館に対しての空調というのは今のところ考えていないということで、今回の改修の中には空調は入っておりません。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 3月の一般質問でもかなり突っ込んだ話をしましたけれども、今後、例えば南海トラフとかそういった巨大地震が発生した際に、やはり宇美町には津波は来ないけど、大分とかあっちのほう来るかもしれないです。そうした場合、宇美町の人だけの避難を考えるんじゃなくて、やはり避難されて来た方、広域で避難された方々とのそういったこともちょっと考えていかなくちやいけないんじゃないかなというふうに思っています。

今回検討していないということなんですけれども、しっかり検討した上でやっぱり予算計上すべきじゃないかなというふうに思いますので、ぜひこれから考えていただくような、私、一石を投げたいと思っていますので、ぜひ今後また検討をしっかりとさせていただくほうが私はいいと思いま

す。ぜひよろしく申し上げます。

それと、今回、改修されるんですけども、併せて、グラウンドの照明の問題が発生しました。よく御存じだと思いますけれども。今回、足場も組んで、体育館やられると思いますけれども、そういったグラウンドの照明、体育館側からグラウンドを照らすような照明というのは、この予算の中に含まれるのかどうか。含まれていなかったら、ぜひ含めていただきたいと思っていますけれども、御検討はしていただけますか。どうでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） これは、宇美小体育館は御存じのとおり外壁等の改修工事ということで今設計を組んで、これから発注するという流れになるわけで、実は照明等については、とくにここで体育館側に設置するとかというようなのは一切検討しておりませんので、今からこれに入れ込むというのはちょっと厳しいというふうに回答させていただきます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひまだ設計発注していないんで、そういったところまできちんと発注していただけると、そういった地域の問題とかというのが解消に結びつくんじゃないかと思って提案させていただきましたけども、そこはちょっとぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

あと、社会教育のほうにちょっと行きたいと思いますが、ページは91ページなんです。91ページの図書館管理費の中で、会計年度任用職員の報酬が161万7,000円、併せて費用弁償が39万8,000円計上されています。この時期に何か新しい事業でもやるのかなと思いますけど、何の説明もなかったんで、増額の理由を聞きたいと思います。いかがですか。

○議長（古賀ひろ子） 土橋社会教育係長。

○社会教育課社会教育係長（土橋慶太） 申し訳ございません。ちょっと資料のほうがございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 結構な金額なんで、そのあたりはしっかり把握していただきたいと思っています。

じゃあ一番、私の本命の質問を今からさせていただきます。

ページは93ページになります。

ここで、体育施設関係経費10万4,000円計上されています、需用費で。これ、宇美町が今回初めて取り組むガバメントクラウドファンディングなんです。相撲場の経費を寄附によって補填しようという取組なんですけども、初めて取り組むにしては、全然私たちに対する説明が不足していたんじゃないかなと。全員協議会あたりで説明していただくとすごくありがたかったん

ですけれども……。ちょっと待ってください。

分からないので聞きますけれども、どのような方法でお金を集めようとしているのか、また、幾ら集めようとしているのか。寄附を募るターゲットは誰なのか、個人なのか企業なのか。また、目標金額はどのように設置しているのか、期間をどのように設定するのか。これ、事業一覧を見てもさっぱり分かりません。

まずは土俵の設置と上屋の設置、これに幾らぐらいかかるのか。それと、先ほど言ったガバメントクラウドファンディングの詳細をぜひ説明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 松尾社会教育係長。

○社会教育課社会教育係長（松尾尚哉） すみません、失礼いたします。私のほうから回答をさせていただきます。

まず、ガバメントクラウドファンディングに係る目標額です。こちらは概算費用、本当に概算の概算ですけれども、今のところ1,500万から2,000万というふうに、工事費考えておりますので、その1割と想定して、150万から200万程度というふうに現段階では考えております。

クラウドファンディング、どのような方を対象にということでしたけれども、クラウドファンディングにつきましては、町外の方が対象となります。町内者の方ですけれども、こちらをガバメントクラウドファンディングで寄附を集めようとするならば、控除の関係から町にとっては不利になる状況になりますので、何か別の方法というのが何かないかというのを今のところ検討しております。例えばですけれども、協賛金事業、そういったので何かしら町内の方にも注目を持っていただいて、協力を頂ければというように、企業も同様にそのように考えているところで、検討しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私、9月だったと思いますけど、御提案差し上げました。ふるさと応援寄附金の寄附項目の一つに挙げてみてはどうかとですね。先月ですか、尾上部屋の力士の方々が、青いテントの下で相撲をとっていましたよね、そういった写真も見ましたけれども、こういった視覚的効果もしっかり訴えながら、「シロアリにこう食われて、あの上屋が倒れたんです、全国の皆さん、ぜひ寄附してくださいね」とかということを訴えると、私、結構集まるんじゃないかなということも思ったんです。

検討したんですか。ふるさと応援寄附金の1項目に挙げるとか、そういったことは。何でガバメントクラウドファンディングをやったかというのが見えてこないです。しかも目標額がたったの1割ですね。これで果たして目的が達成されるのか、非常に不安に思っていますけれども、い

かがですか、その辺り、どうですか、原田副町長、答えてほしいんですけどね、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子） 松尾社会教育係長。

○社会教育課社会教育係長（松尾尚哉） すみません、失礼いたします。私のほうから回答させていただきます。

最初は9月の全員協議会の際に、クラウドファンディングであったり、ふるさと納税してはどうかという御提案をいただいて、その際にクラウドファンディングのほうを視野に検討したいということで御回答させていただいたところでございます。

ふるさと納税のほうの活用についても検討してまいりましたが、クラウドファンディングというものが、町外の方に向けて、例えば、町外の相撲関係団体であったり、そういった方々に対して発信できるという特徴がございますので、そして何よりも町として最初の取組でしたので、それをここで活用したいというところで、クラウドファンディングに取り組んだわけでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、町内の方にももっとPRをしたいというところもありまして、ふるさと納税になると、その点がやはり町内の方からはできないというところもありましたので別の方法で考えるということで、協賛金というところを今のところ検討して、できましたら、その町内の町民のための相撲場でありますから町内の方に興味を持っていただいて、より町内の方と一緒に検討できる、検討して相撲場を造り上げるという方向で取り組んでまいりたいと今のところ考えております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） この事業一覧見ますと、これ支出項目が一般財源になっているんですよ。10万7,000円ですけどね。これ、その給付金を頂いた中から支出するというのは、私、当然の流れかなと思っているんですけども、何でこれ一般財源から出すんですか。

それと収入の分で1円も今回上がってきてないです。何で収入の部で上がらないのか不思議ではないですよ。こんな予算計上の仕方ってありますか、中西課長、ぜひ回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光） まず、この今回の相撲場について、ガバメントクラウドファンディングで実施するというので、初めての取組ということでございます。それで、現在、歳出のほうで消耗品等を一般財源で計上をいたしております。

これはなぜかと言いますと、今後、実際、協賛金というところが、いずれにしても幾ら入ってくるかというところは分からない状況でございますし、以前、100周年記念のとき協賛金を頂いておるわけですけども、それにつきましては雑入というところで収入を上げさせていただいております。

したがいまして、空財源というようなことになっていけませんので、現段階においては歳出

での計上というところになっております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 先ほどのガバメントクラウドファンディングの事業に関連しての質問をさせていただきます。

町外の人からも広く寄附を募るという目的でクラウドファンディングがされているということですけど、町内の方も対象って言われると、そもそもの話として、私は自治体が寄附を募るということ自体に何かちょっとやっぱり違和感を感じるものでして。

なぜかと言いますと、既に町税として集めている上で、その上でさらに町内の人に対して寄附を募るというのは、ちょっと町民の方は納得しない方もおられるんじゃないかなと思うんですけども、そのために町税を皆さんから集めているわけであって、そこから予算が出せないのかという形になると思うんですけどね。

町内の人に対して、この寄附を募るという行為、これはちょっとどういうふうに皆さん、町民の皆さんが納得するような説明をされていくのか、ちょっと答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 松尾社会教育係長。

○社会教育課社会教育係長（松尾尚哉） 失礼いたします。町内の方に向けてということですけども、先ほど財政課長からお話ありましたけれども、あくまでも寄附ではなくて協賛ということという形にしております。寄附ではございません。すみません、そういったことで、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ここで先ほどの回答保留の件について、下村図書館係長より発言の申出があっておりますので、これを許します。下村図書館係長。

○社会教育課図書館係長（下村桂子） 失礼いたします。先ほどの丸山議員の質問に対してお答えしたいと思います。

会計年度の報酬ですけども、再任用職員1名の退職に伴いまして司書の募集を行いました。年度当初からの任用ができませんで年度途中の採用になりましたので、その分の報酬の追加という形になります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） いつ辞めて、いつからいつまで雇用されるんですか、その会計年度任用職員の方は。何の仕事もされるかまで、ちょっと教えていただきたいんですけどね。

○議長（古賀ひろ子） 下村図書館係長。

○社会教育課図書館係長（下村桂子） 失礼いたします。募集のほうは4月から募集しておりましたけれども、実際の任用は8月からとなっております。仕事としましては、司書資格保有者でありまして、図書館の運営、事業運営、企画、図書館運営に大きく関わっていただいております。以上です。

○議長（古賀ひろ子） 歳出の質疑を終結します。

次に、歳入一括質疑に入ります。18ページから31ページまで質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ありませんか。ないようです。歳入一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第51号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

15時14分散会
